

資料編

浦添市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成 28 年 12 月 20 日

条例第28号

私たちのまち浦添は、沖縄本島の南側、西海岸沿いにおいて、交通の利便性や開発における高い潜在力を有する地域である。

浦添の歴史は古く、琉球王統発祥の地として知られ、政治、経済、文化の中心地として栄えてきた。

戦前は、農村として栄え、戦後においては、米軍基地関係者の需要による商店街の振興及び国道58号の整備に伴う急激な人口の増加により都市化が進んだ。また、沖縄県を代表する企業が集中して創業し、沖縄県卸商業団地の立地等で商工業中心の経済地域として発展してきた。

現在においては、県内流通企業が核となり、中小企業及び小規模企業が独自の企業活動を行うことで、雇用の拡大につながるとともに、地域経済の活性化及び市民生活の向上や行事等への参加を通して地域の活性化に貢献している。

中小企業及び小規模企業が地域に根差して、創業の促進及び事業の継続を行うことが、地域住民の雇用の創出及び各自治会、通り会などと連携した地域力の向上に、ひいては地元の振興につながり、市民一人一人が安心して健やかに夢を持って暮らせる社会を実現し、本市が今後も発展していくためのまちづくりの原動力となるものである。

これらを踏まえ、中小企業及び小規模企業の振興と地域経済のさらなる発展につながる共通理解の下、浦添市の基本的な理念と方向性を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業が産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業及び小規模企業の振興に関して基本となる事項を定め、市、企業及び市民等各関係者がそれぞれの役割及び責務を明確にするとともに、一層の相互理解を深めることによって、地域産業の安定化及び活性化を推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の事業者及び小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第2項の小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第

1項各号の中小企業団体及び中小企業団体中央会並びに商工会議所、中小企業家同友会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集中して営業している地域をいう。
- (6) 商店会 商店街にあって、主として小売業、飲食業又はサービス業を営む事業者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。
- (7) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を営む事業者及び信用保証協会をいう。
- (8) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校及び同法第124条の専修学校をいう。
- (9) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、産業の発展及び活力のあるまちづくりを目標とし、中小企業者及び小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、及び協力を得ながら、市の地域特性に適した施策を、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業関係団体、大企業者、商店街、商店会、金融機関等、学校及び市民が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者及び小規模企業者の人材の確保及び育成を図ること。
- (5) 中小企業者及び小規模企業者が行う雇用の促進及び就労関係の改善等への支援を図ること。
- (6) 中小企業者及び小規模企業者の販路拡大を図ること。
- (7) 中小企業者及び小規模企業者に関する情報発信を図ること。
- (8) 中小企業者及び小規模企業者が、社会経済情勢の著しい変化に適応できるように円滑化を図ること。
- (9) 地域資源の利活用による産業及び観光の発展及び創出により、市内消費の拡大を図ること。
- (10) 商店街の振興を図ること。

(11) ものづくりの振興を図ること。

(12) 中小企業者及び小規模企業者と農業、漁業その他の産業との連携促進を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解及び協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図ることで、社会経済情勢の変化に対応した中小企業者及び小規模企業者の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に対応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上、企業人材の育成及び雇用の確保に積極的に取り組むように努めなければならない。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域経済の振興を図るため、市内において生産され、製造され、又は加工される産品(以下「市産品」という。)の利活用及び中小企業関係団体への加入に努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本方針に基づき、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の向上及び改善策に対して、積極的に支援するとともに、市が行う中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施について、協力するように努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本方針に基づき、中小企業者及び小規模企業者と共に地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び小規模企業者が地域経済を支える重要な存在であることを認識することにより、中小企業者及び小規模企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業関係団体への加入に努めるものとする。

(商店街で事業を営む者の役割)

第9条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担により、当該事業に協力するように努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第10条 金融機関等は、基本方針に基づき、中小企業者及び小規模企業者が経営の革新及び経

営基盤の強化に取り組むことができるように、円滑な資金の供給、経営相談及び販路拡大の支援等を行うことで、中小企業及び小規模企業の育成及び発展に協力するように努めるものとする。

- 2 金融機関等は、中小企業及び小規模企業が市の経済発展に果たす役割を理解するとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するように努めるものとする。

(学校の役割)

第11条 学校は、学校教育活動を通して、児童生徒及び学生に対し、中小企業者及び小規模企業者の事業活動が、市の発展に貢献していることへの理解を深めさせるとともに市の振興施策及び振興事業の推進に協力するように努めるものとする。

- 2 学校は、学校教育活動の一環として、中小企業者及び小規模企業者と連携して、児童生徒及び学生の職場体験等を実施し、このことを通して地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の協力)

第12条 市民は、中小企業者及び小規模企業者の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展に協力するように努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として市産品及び市内で提供される商業サービスを利用するように努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第13条 この条例に掲げる目的の達成に向けて必要な事項を調査審議させるため、市に浦添市中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

- 2 振興会議は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 振興施策について審議すること並びに必要に応じて調査及び研究を行うこと。

(2) 提言、要望等を集約した上で、効果的かつ実効性のある振興施策については、市長に提案するとともに、検証を行うこと。

- 3 振興会議は、市長に対し資料の提出、実施状況の報告その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 この条に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の公表)

第14条 市長は、主たる中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年1回は市ホームページ等で公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年4月1日から施行する。

浦添市産業振興審議会規則

昭和 57 年9月 24 日

規則第9号

改正 昭和 63 年3月 31 日規則第 14 号

平成6年3月 22 日規則第 13 号

平成9年3月 31 日規則第 12 号

平成 28 年3月 31 日規則第 42 号

平成 28 年9月 20 日規則第 63 号

(題名改称)

注 平成 28 年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和 47 年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(平 28 規則 63・一部改正)

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、浦添市の産業振興を図る上で必要があると認める事項を審議し、答申するものとする。

(平 28 規則 63・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表
- (3) 市内商工業者代表
- (4) 市内農林水産業者代表
- (5) 市内消費者代表
- (6) 市長が特に必要があると認める者

(平 28 規則 63・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 28 規則 63・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときには、委員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(平 28 規則 63・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済観光局産業振興課において処理する。

(平 28 規則 42・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 28 規則 63・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 浦添市公設市場設置審議会規則(昭和 49 年規則第 29 号)は、廃止する。附 則
(昭和 63 年3月 31 日規則第 14 号)

この規則は、昭和 63 年4月 1 日から施行する。

附 則(平成6年3月 22 日規則第 13 号)この規則は、平成6年4月 1 日から施行する。附 則
(平成9年3月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成9年4月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 31 日規則第 42 号)この規則は、平成 28 年4月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年9月 20 日規則第 63 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の浦添市商工業振興審議会規則の規定により委嘱された浦添市商工業振興審議会の委員は、この規則による改正後の浦添市産業振興審議会規則の規定により浦添市産業振興審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の浦添市商工業振興審議会規則の規定により委嘱された期間の残任期間とする。

附 則(平成 28 年3月 31 日規則第 42 号)

この規則は、平成 28 年4月1日から施行する。

浦添市産業振興審議会委員名簿

	氏名	所属	区分
1	平敷 徹男	琉球大学 名誉教授	商学
2	渡名喜 守聖	浦添商工会議所	中小企業部長
3	宮良 公子	浦添市観光協会	副会長
4	山城 興光	浦添市商店会連絡協議会	会長
5	友寄 利律子	沖縄県中小企業家同友会浦西支部	副幹事長
6	照屋 功	沖縄県卸商業団地協同組合	専務理事
7	中西 聡明	浦添宜野湾漁業協同組合	代表理事組合長
8	玉城 敏明	沖縄県農業協同組合浦添支店	支店長
9	比嘉 勝昭	浦添市自治会長会	会長
10	亀川 留美子	浦添市てだこ市民大学	卒業生
11	保志門 りり江	NPO法人 たいようのえくぼ	代表
12	比嘉 さつき	浦添市	経済観光局長



浦添市産業振興ビジョン検討委員会設置要綱

(設置) 第1条 浦添市産業振興ビジョン策定にあたり、浦添市産業振興ビジョン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(目的) 第2条 この検討委員会は、西海岸開発やモノレール駅周辺開発など、新たなまちの賑わいの創出が期待される一方、「稼ぐ力」を有している産業が少ない現状や空き店舗の増加、中長期的には生産年齢人口の減少による地域活力低下等の厳しい状況が懸念される。今後、活気に満ちた魅力ある商業環境の整備を図り、地域産業活性化及び新たな産業活性化支援策等の方向性を検討することを目的とする。

(所掌事務) 第3条 検討委員会の所掌事務は、浦添市産業振興ビジョン策定に向けた各種検討業務とし、その結果を浦添市産業振興審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(組織) 第4条 検討委員会は、別表第1及び別表第2の委員(充て職)で組織し、次の通り部会を置く。(1)浦添市産業振興ビジョン策定検討部会(以下「検討部会」という。)(2)浦添市産業振興ビジョン策定作業部会(以下「作業部会」という。)

(委員長) 第5条 検討委員会には委員長を置く。2 委員長は経済観光局長をもって充てる。3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議) 第6条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求める事ができる。3 委員長は、検討委員会における会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(部会) 第7条 検討作業事項ごとに別表第1及び別表2の部会を開催する。2 部会は、産業振興ビジョン策定の具体的内容を検討する。3 部会には、部会長を置き、検討部会の部会長に経済観光局長を作業部会の部会長に産業振興課長をもって充てる。4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。6 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求める事ができる。7 部会における会議の経過及び結果については、事務局が検討委員会に報告するものとする。

(任期) 第8条 委員及び部会員の任期は、検討委員会及び部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務) 第9条 検討委員会及び部会の庶務は、産業振興課に事務局を置き、その処理を行う。

(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成 29 年5月 15 日から施行する

別表第1(要綱第4条関係)

浦添市産業振興ビジョン策定検討部会

	所属	職名	備考
1	経済観光局	局長	部会長
2	企画部	部長	
3	都市建設部	部長	
4	経済観光局	産業振興課 課長	
5	経済観光局	観光振興課 課長	
6	企画部	企画課長	
7	都市建設部	都市計画課長	
8	都市建設部	土地区画整理組合指導室長	
9	西海岸開発局	西海岸開発課長	
10	指導部	学校教育課 指導監	
	事務局	経済観光局 産業振興課 産業振興係	

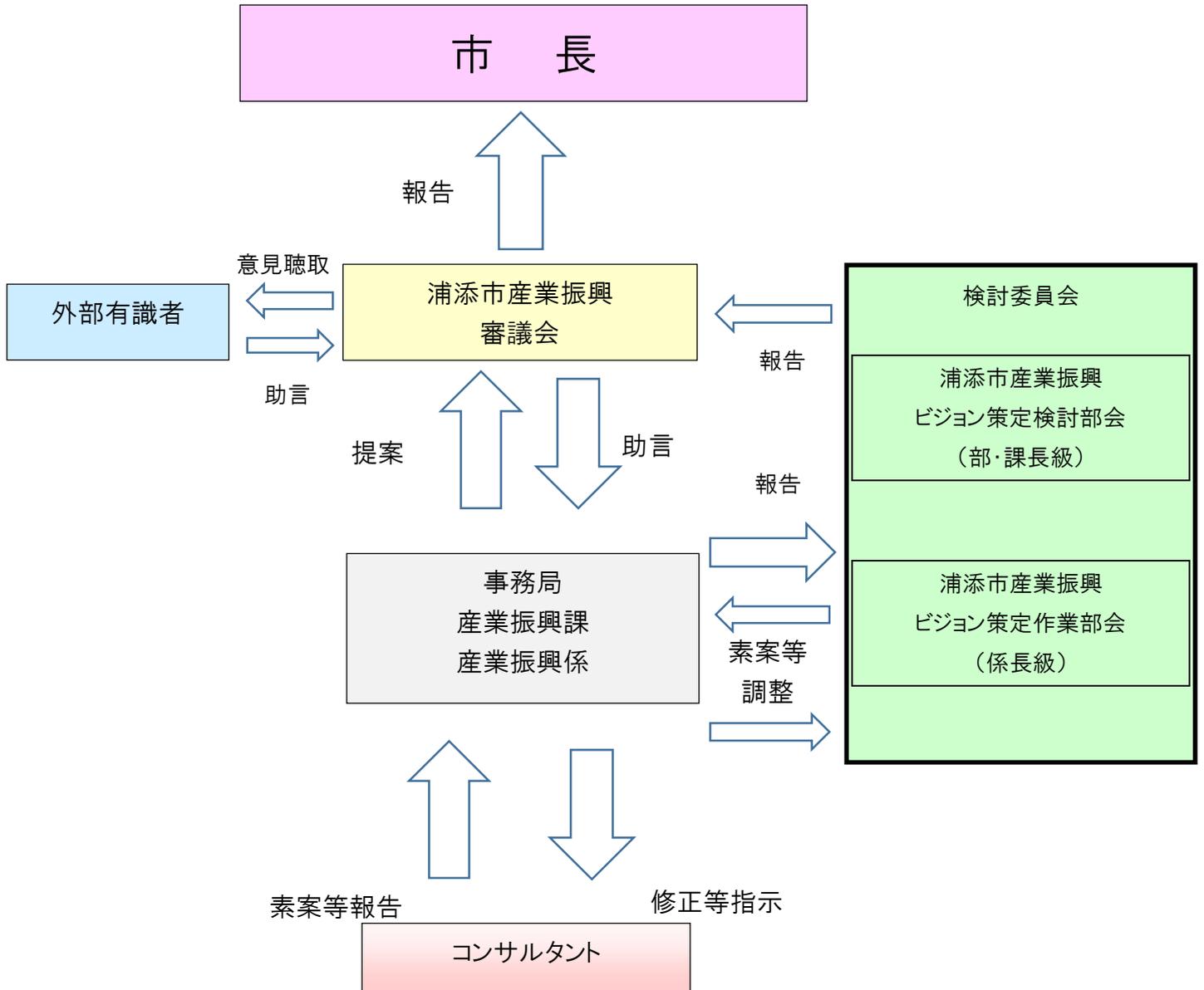
別表第2(要綱第4条関係)

浦添市産業振興ビジョン策定作業部会

	所属	職名	備考
1	経済観光局	産業振興課	産業振興課長 部会長
2	経済観光局	産業振興課	産業振興係長
3	経済観光局	産業振興課	農林水産係長
4	経済観光局	産業振興課	雇用創生係長
5	経済観光局	観光振興課	観光振興係長
6	企画部	企画課	企画係長
7	都市建設部	都市計画課	都市計画係長
8	都市建設部	土地区画整理組合指導室	指導技査
9	西海岸開発局	西海岸開発課	企画開発係長
10	指導部	学校教育課	指導係長
	事務局	経済観光局 産業振興課 産業振興係	

別表第3

浦添市産業振興ビジョン策定等事業に係る検討委員会体制図



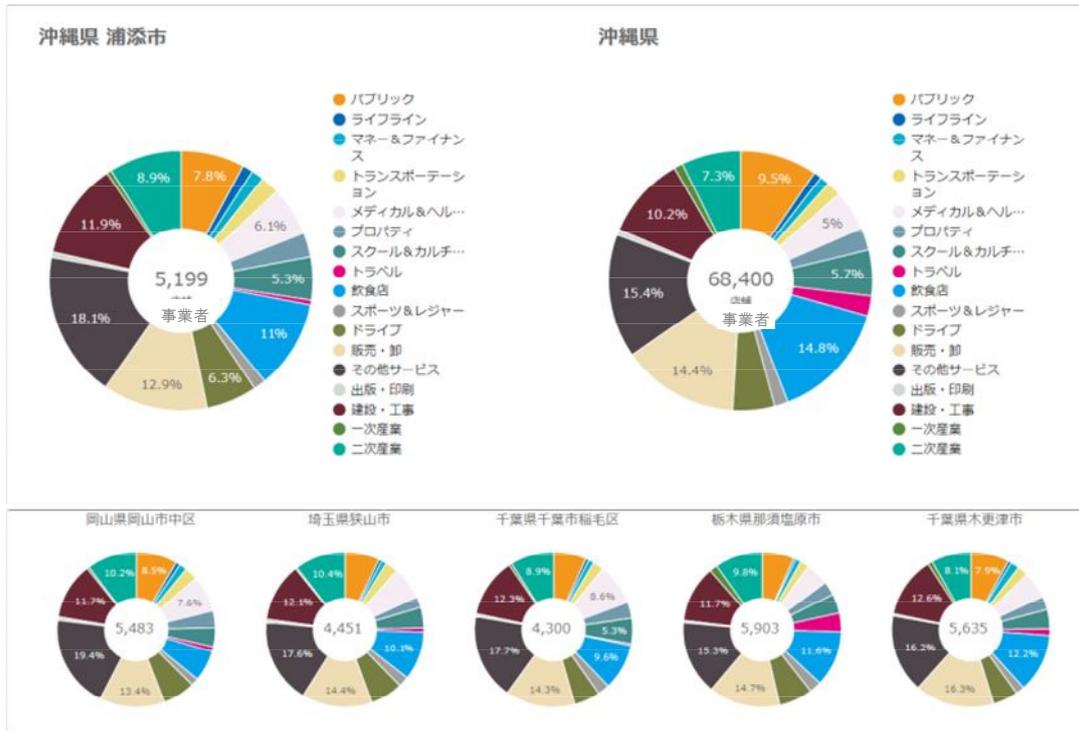
資料-1：浦添市産業振興ビジョン策定スケジュール

会議名	開催日	主な議事内容
第1回 審議会	9月19日	◇浦添市の現状について
第1回 作業部会	10月18日	◇市産業に関する現状把握等の確認 ◇産業振興の方向性についての検討 ◇産業振興ビジョン(試案)
第1回 検討部会	10月23日	◇市産業に関する現状把握等の確認 ◇産業振興の方向性についての検討 ◇産業振興ビジョン(試案)
第2回 審議会	11月2日	◇市産業に関する現状把握等の確認 ◇産業振興の方向性についての検討 ◇施策について(試案)
第1回 ワークショップ	11月21日	◇意見交換 ◇それぞれの地域の課題
第2回 ワークショップ	12月5日	◇屋富祖地域に集約した意見交換
第2回 作業部会	12月15日	◇前回までの整理 ◇今後の方向性 ◇産業振興ビジョン(素案)の検討
第2回 検討部会	12月19日	◇前回までの整理 ◇今後の方向性 ◇産業振興ビジョン(素案)の検討
第3回 審議会	1月19日	◇産業振興方針について ◇産業振興方策について
第4回 審議会	2月26日	◇パブリックコメントについて ◇浦添市産業振興ビジョン(案)の検討

資料-2：地図情報による現状分析

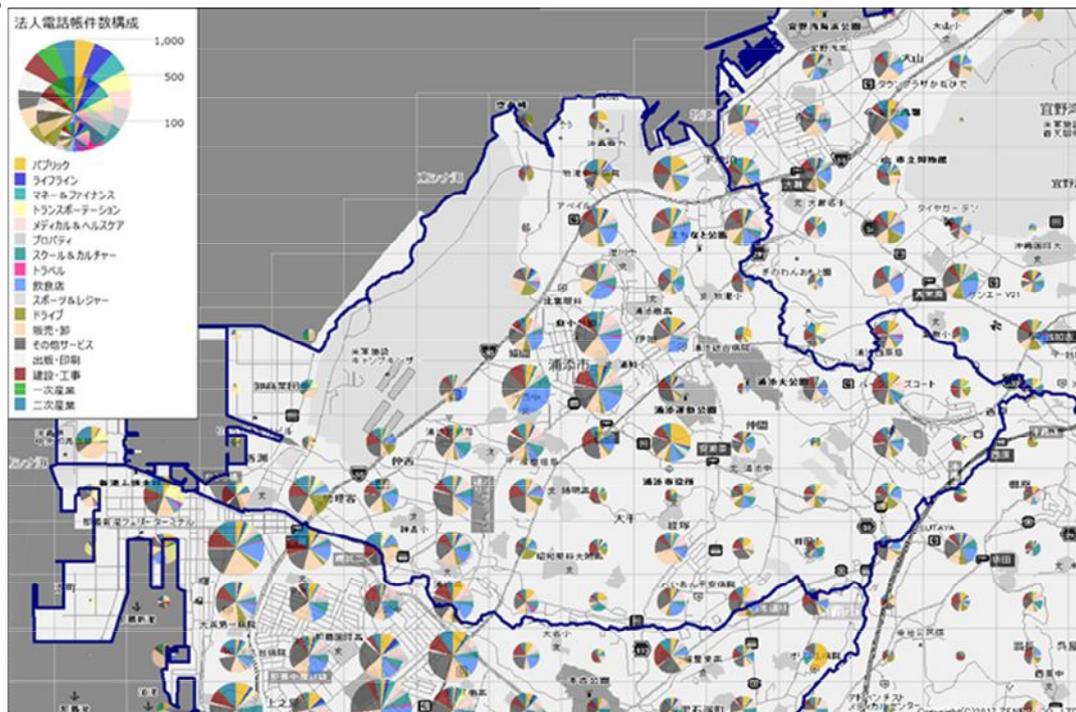
① 産業構成

産業種別の構成は、沖縄県全体と比較した場合、概ねの傾向は類似しているが、「その他サービス」が多い傾向にある。参考として、浦添市と産業の構成・事業者数が似ている他市町村を以下に示す。



② 浦添市内地域別産業校正分布

国道 58 号と国道 330 号の間の地域、特に屋富祖、サンパーク通りに事業者が多い傾向がある。

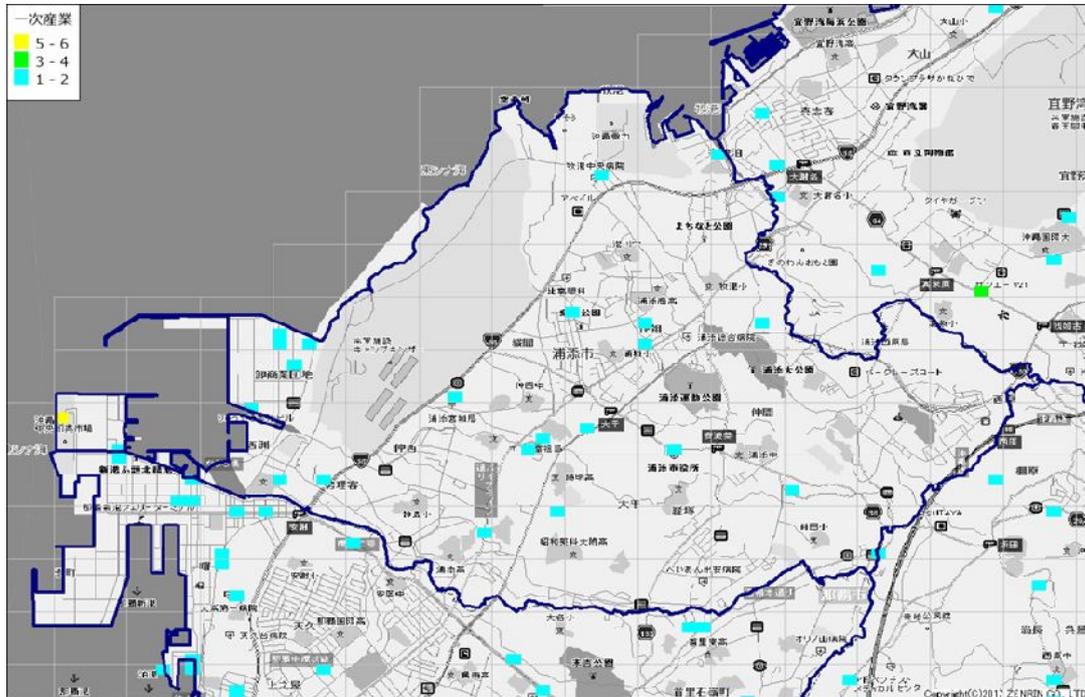


【データ出展】：①～④、⑪～⑭ 『職業別電話帳グリーンページ』

⑨⑩ 『国土数値情報』

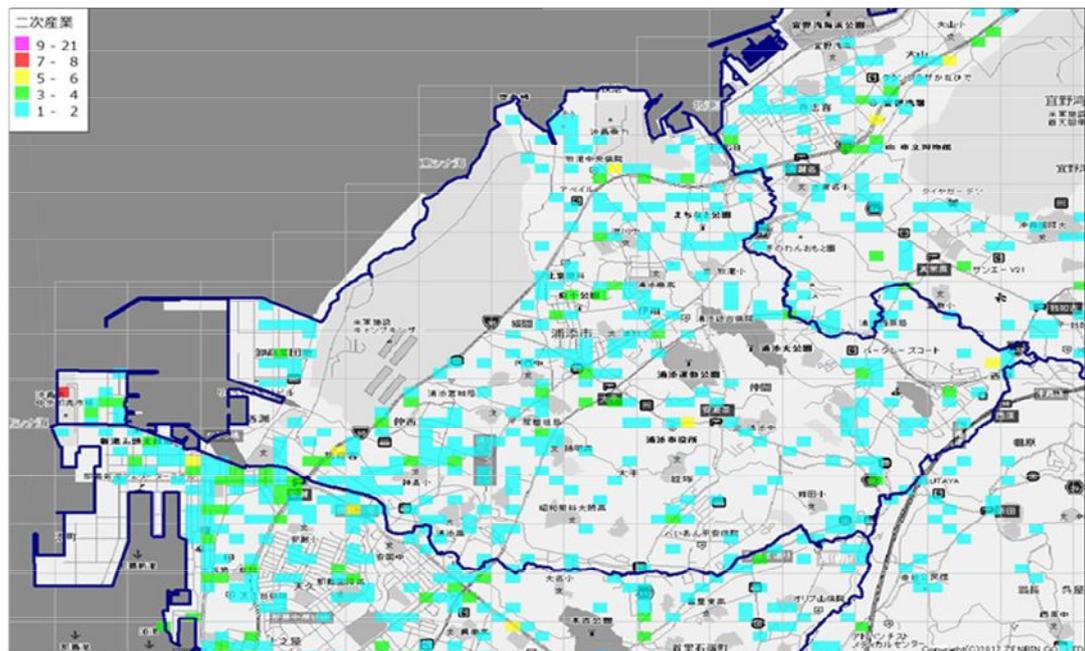
③ 1次産業分布

農業、水産業の事業者数は少なく、また市内に散在している。産業としての集積の傾向等はみられない状況である。



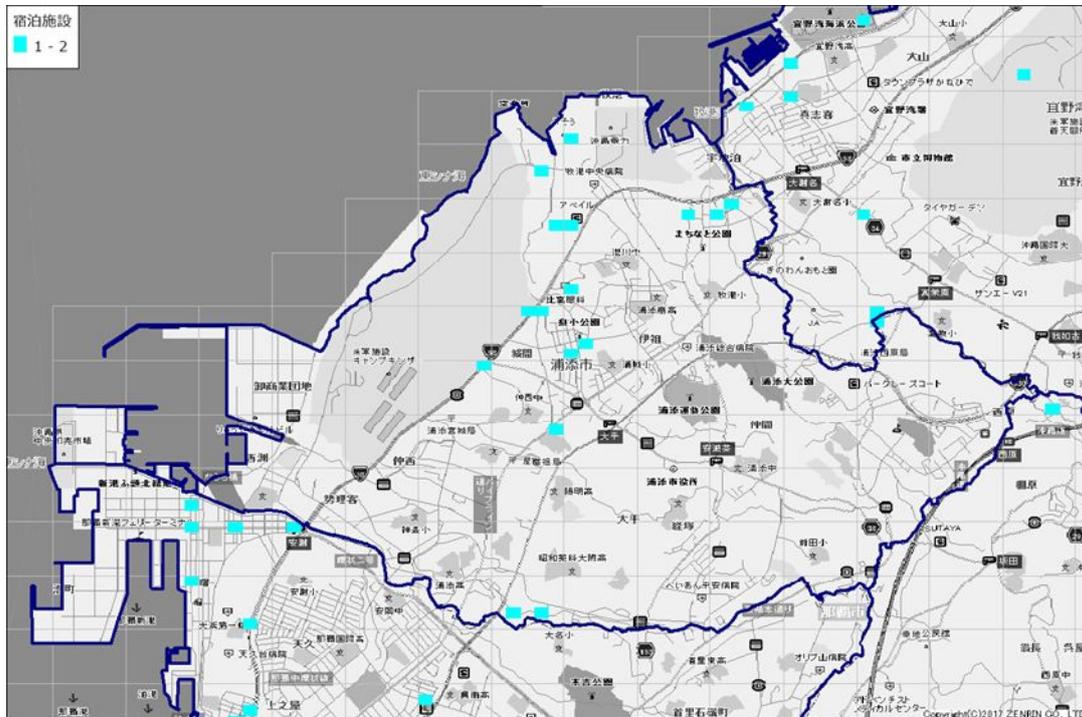
④ 2次産業分布

製造業等、2次産業は市内に分散して立地している。国道58号と国道330号の間に比較的集中して立地している他、一部、伊奈武瀬地区に集中がみられる。



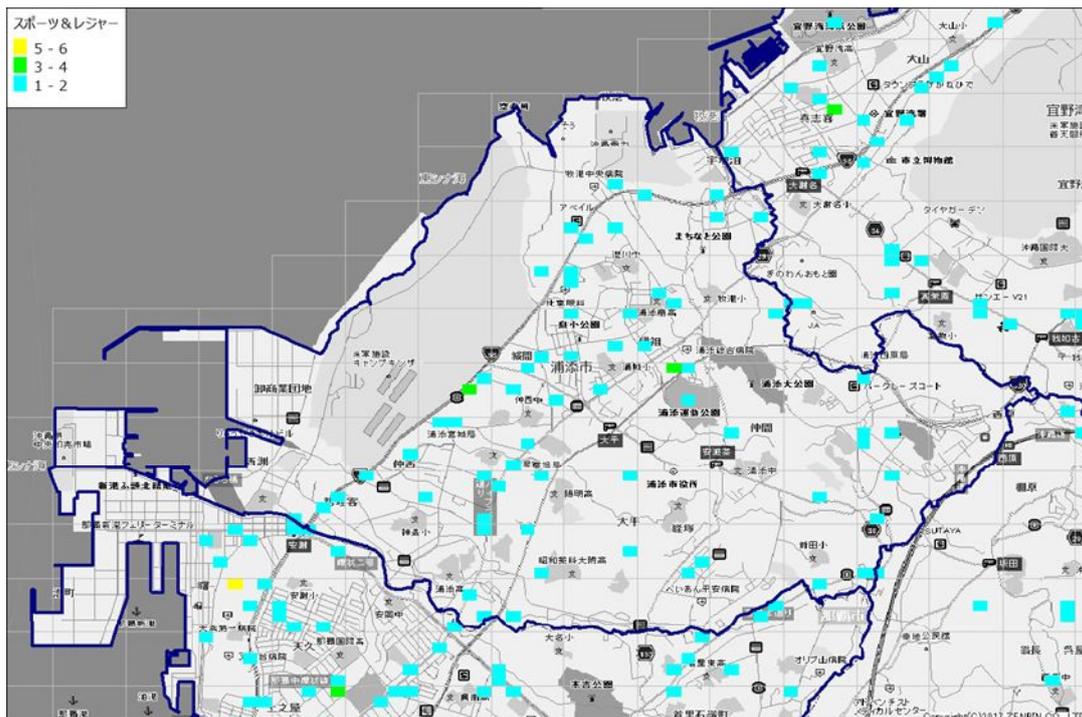
⑤ 宿泊施設分布

市内の宿泊施設は非常に少なく、国道 58 号沿線にいくつかの施設が立地している状況である。



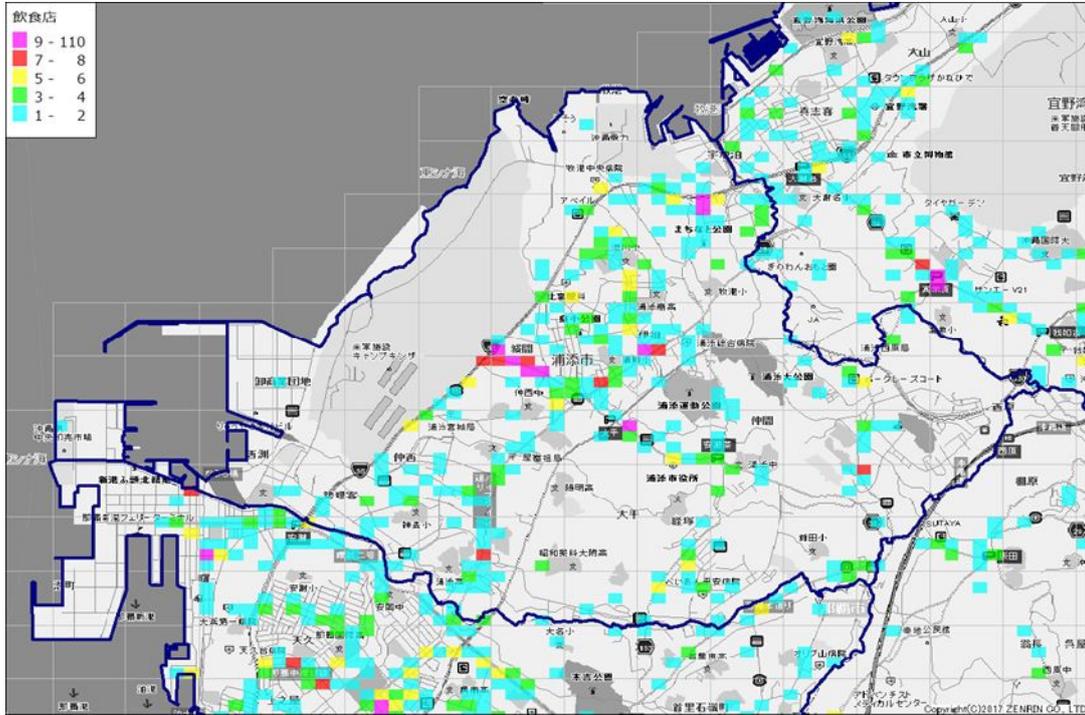
⑥ スポーツ・レジャー分布

市内のスポーツ・レジャー施設は、市域全体に立地している。特に国道 58 号と国道 330 号の間に、立地している状況である。



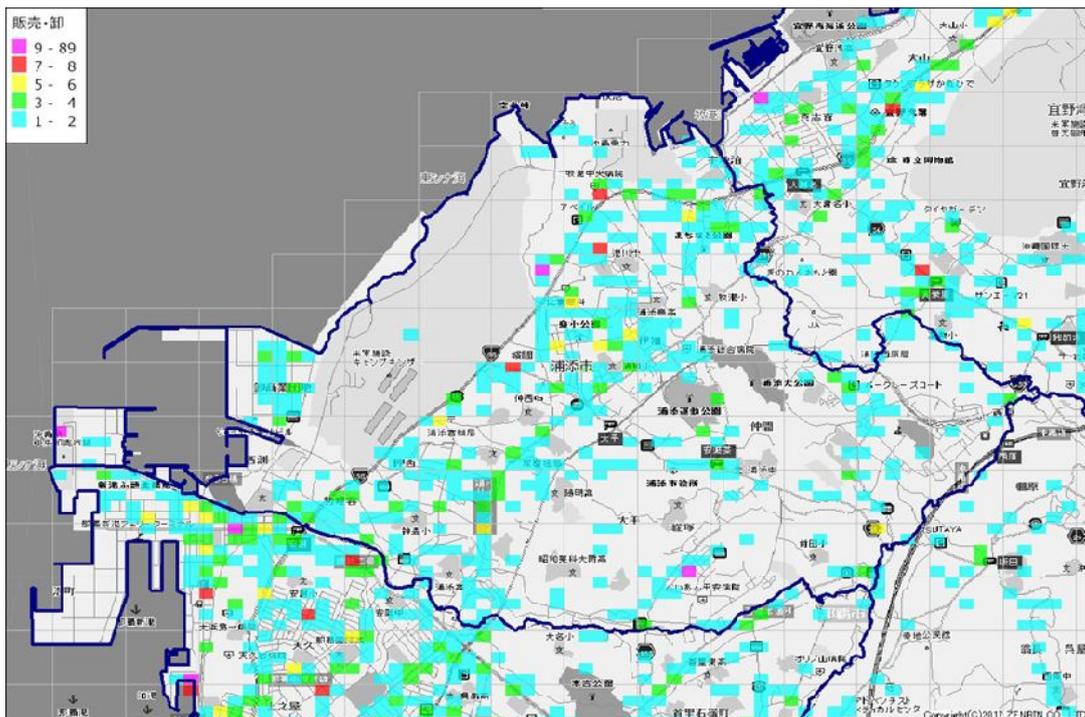
⑦ 飲食施設分布

市内の飲食施設は、国道 58 号と国道 330 号の間に、立地している状況にある。そのなかでも屋富祖から北東地域に向けての集積が比較的高い状況である。

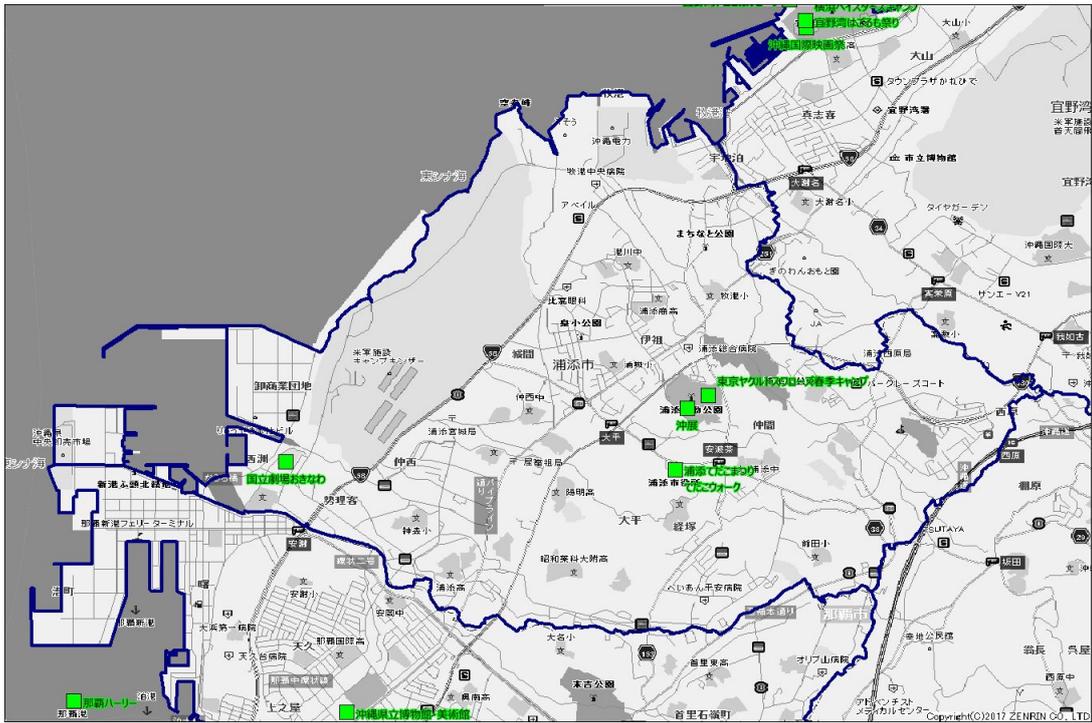


⑧ 販売・卸分布

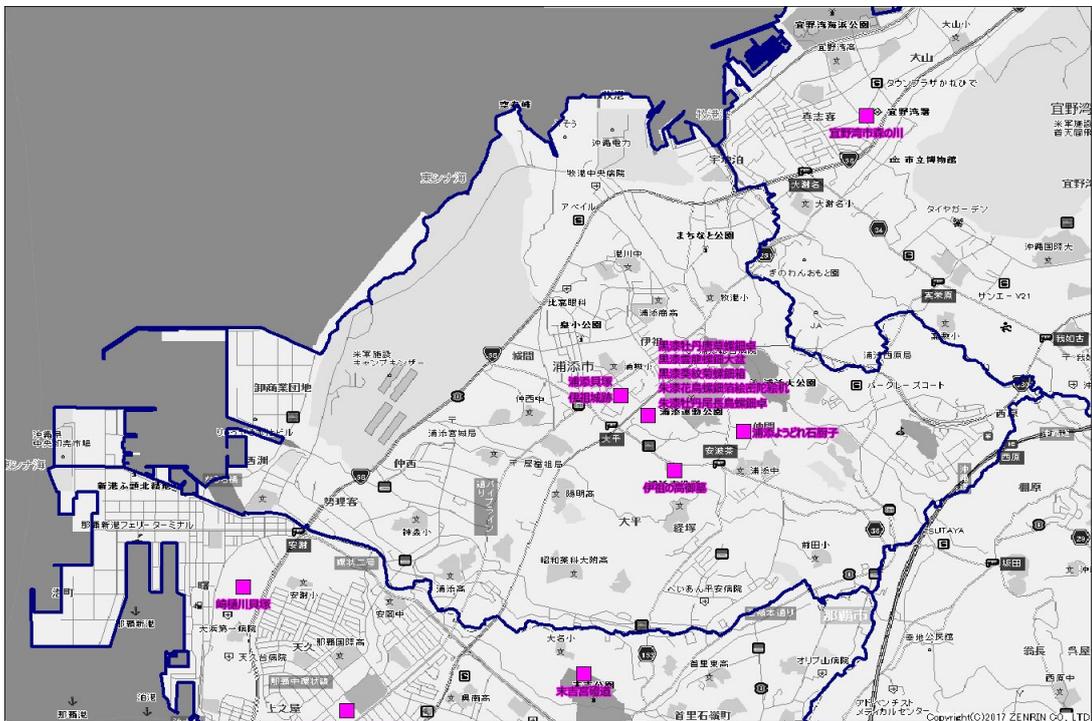
販売・卸業は、国道 58 号と国道 330 号の間に比較集中して立地している他、一部、伊奈武瀬地区、西洲地区に立地が見られる。



⑨ 観光資源マップ



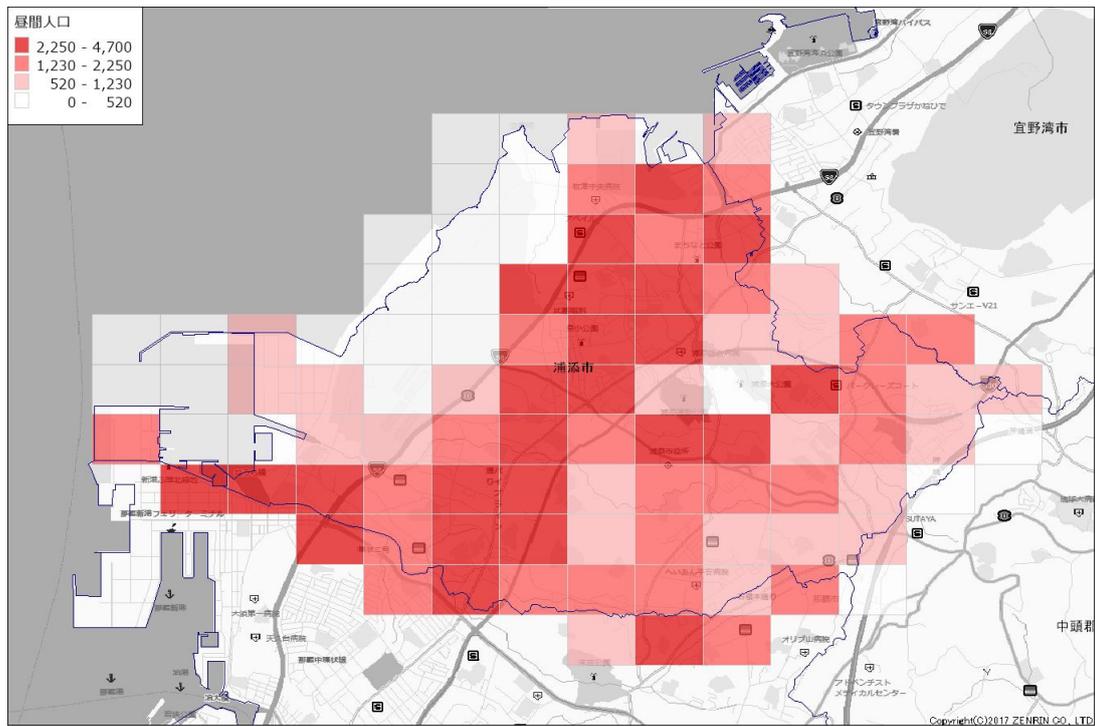
⑩ 都道府県指定文化財



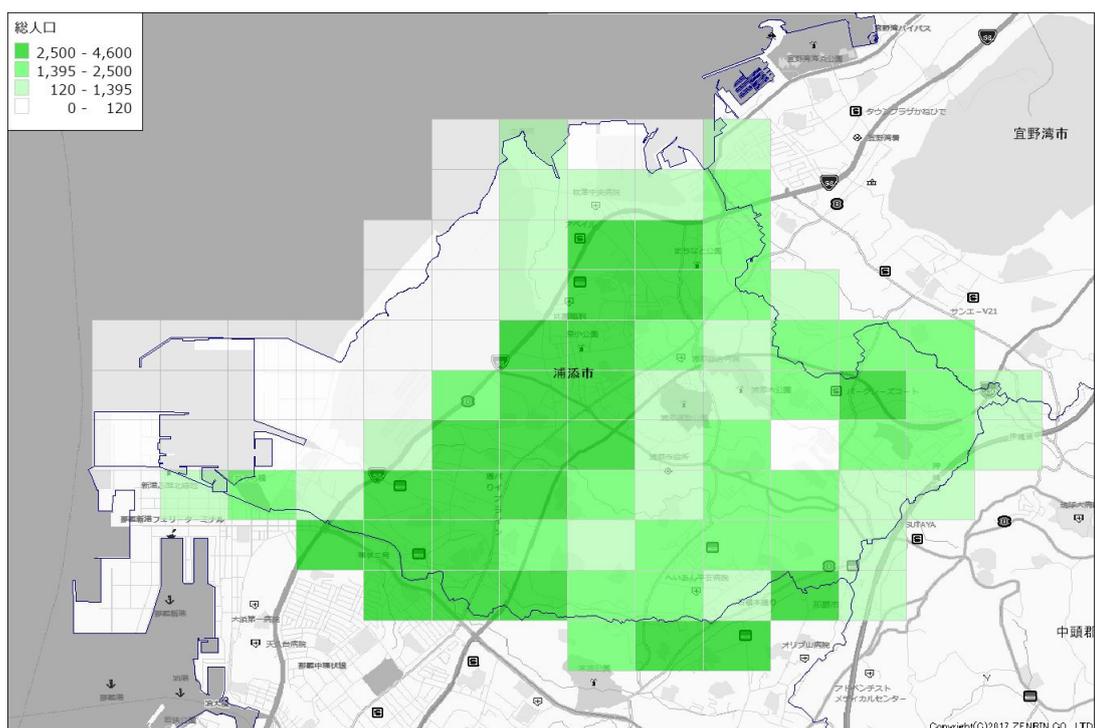
⑪ 人口分布

浦添市の昼間人口と夜間人口の分布を比較すると、一部の地域で、若干の差はあるものの、大きな分布差が見られず、職住の一体性、近接性が伺える結果になっている。伊奈武瀬地区、西洲地区については、昼間人口と夜間人口の比較から、明らかに業務地区であることを示している。

⑪-1 昼間人口

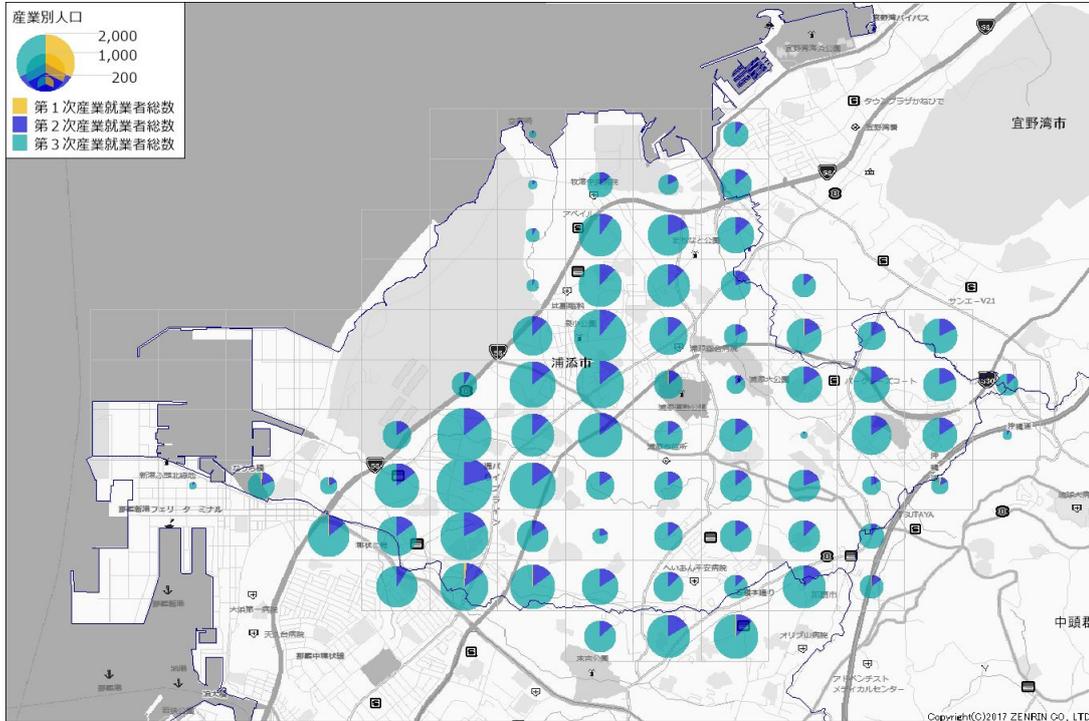


⑪-2 夜間人口



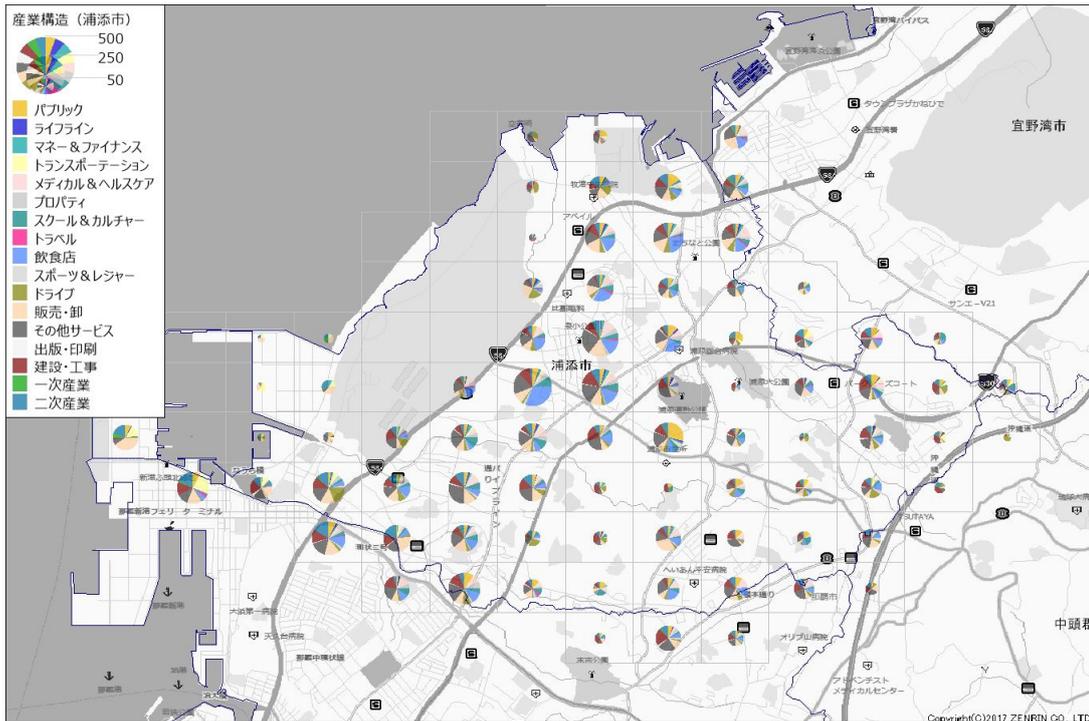
⑫ 産業別人口分布

市内の1次～3次産業の就労者数とその割合についての分布からは、国道58号と国道330号の間に産業が集積し、また、3次産業の比率が高いことがうかがえる。屋富祖の南西側には比較的2次産業の比率が高い。



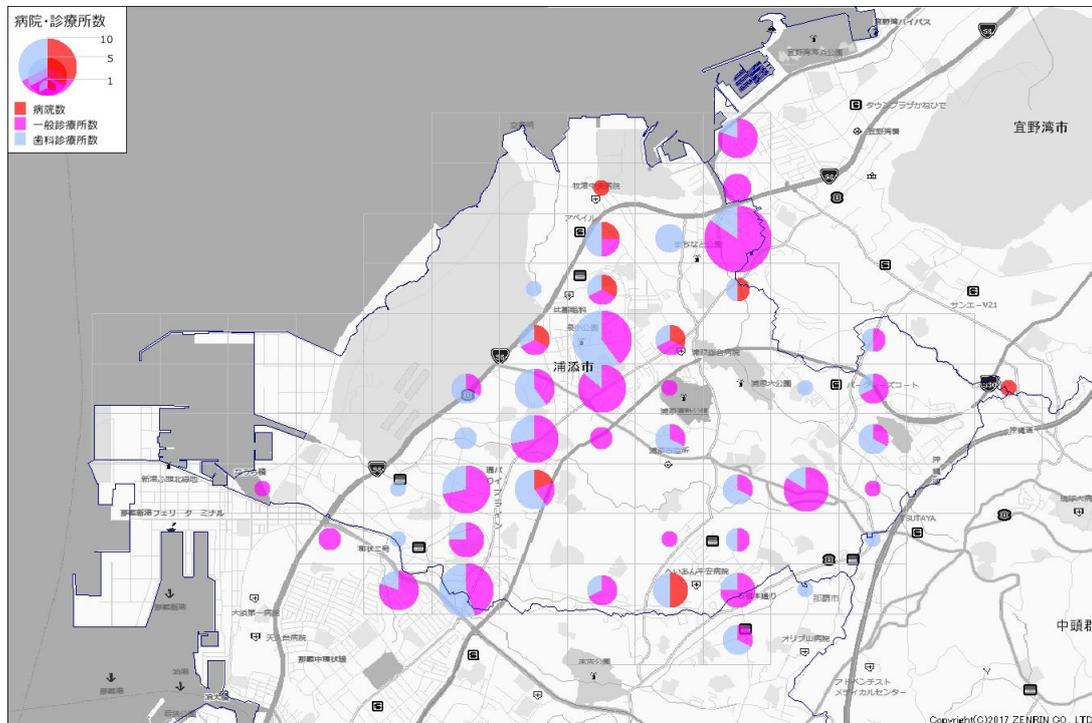
⑬ 産業構造別分布

さらに詳しく見ると、国道58号と国道330号の間の産業集積については、屋富祖から北東は飲食店の立地が、南西側には、販売・卸、その他サービスの割合が高い。



⑭ 医療事業者分布

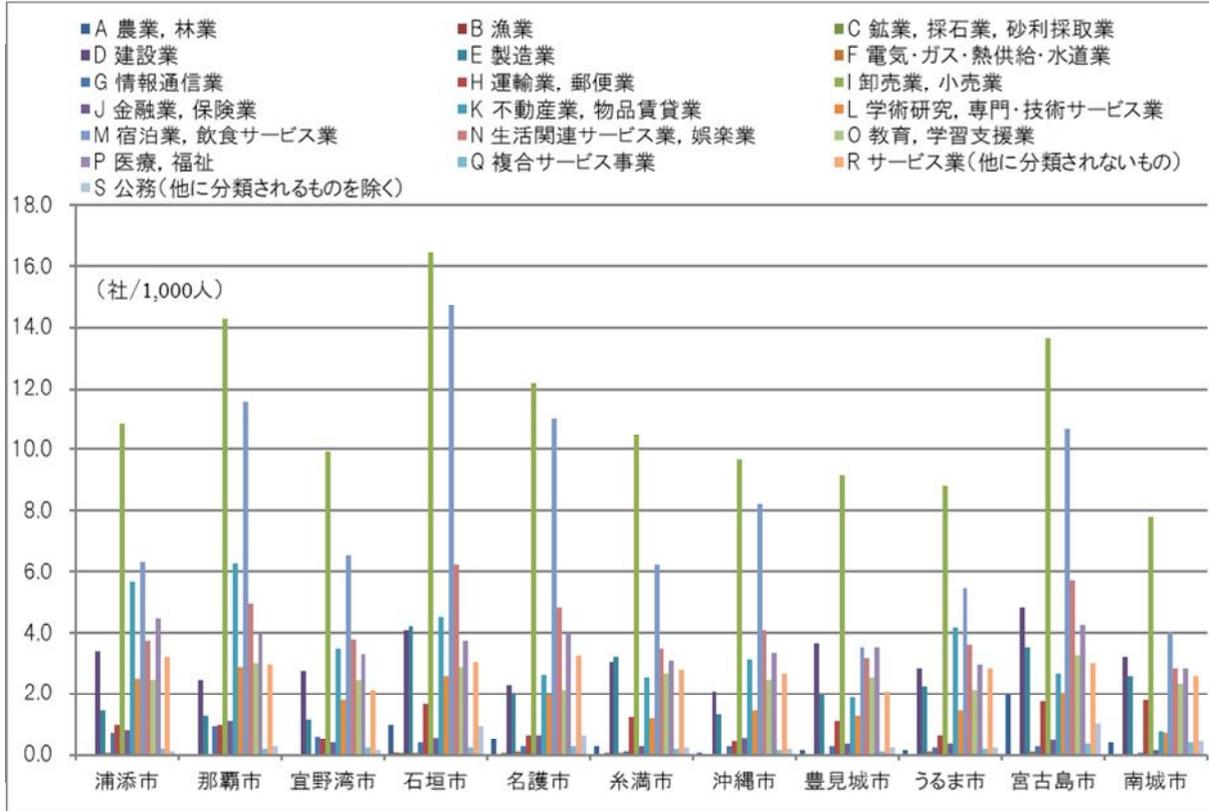
浦添市においては、人口当たりの医療事業者数が多い傾向にあり、市内の医療事業者は、国道 58 号から国道 330 号の間に多くの診療所の立地がみとれる。



資料-3：経済センサス及び国勢調査による現状分析

① 浦添市の産業別の事業所数

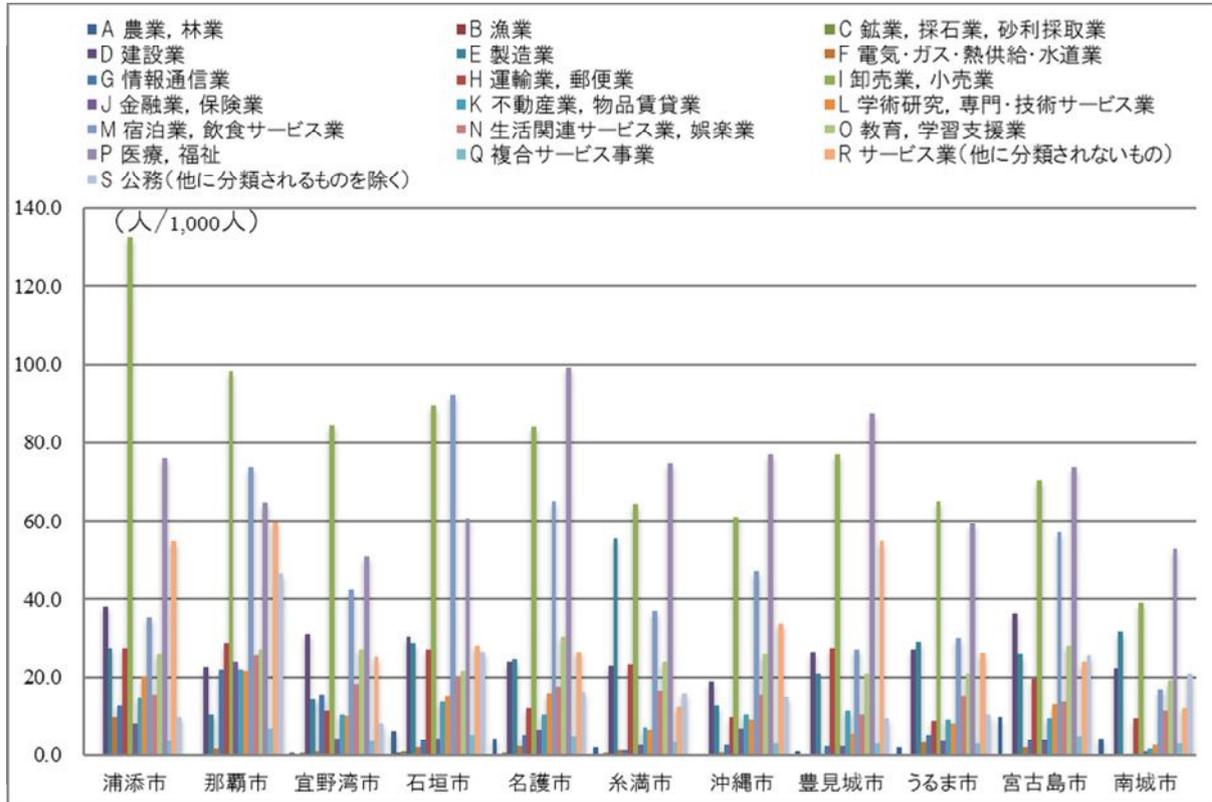
経済センサス及び国勢調査から、浦添市の産業別の事業所数を人口1,000人当たりで算出し、県内の市と比較すると、医療・福祉系事業者が多いことが示されている。



	浦添市	那覇市	宜野湾市	石垣市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
A 農業, 林業	0.000	0.041	0.021	0.988	0.519	0.290	0.050	0.147	0.168	1.993	0.405
B 漁業	0.000	0.006	0.000	0.084	0.016	0.017	0.000	0.000	0.008	0.039	0.024
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.009	0.006	0.010	0.084	0.065	0.068	0.007	0.000	0.008	0.020	0.000
D 建設業	3.423	2.429	2.733	4.079	2.286	3.040	2.082	3.649	2.818	4.845	3.189
E 製造業	1.436	1.287	1.133	4.226	2.043	3.194	1.335	1.963	2.220	3.536	2.594
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.053	0.028	0.042	0.084	0.114	0.068	0.014	0.016	0.093	0.117	0.000
G 情報通信業	0.727	0.958	0.613	0.399	0.292	0.102	0.273	0.262	0.244	0.274	0.071
H 運輸業, 郵便業	0.980	0.980	0.520	1.661	0.632	1.247	0.424	1.129	0.648	1.719	1.785
I 卸売業, 小売業	10.855	14.300	9.923	16.462	12.177	10.470	9.686	9.179	8.814	13.656	7.807
J 金融業, 保険業	0.814	1.114	0.416	0.589	0.649	0.290	0.582	0.344	0.370	0.488	0.143
K 不動産業, 物品賃貸業	5.664	6.305	3.502	4.478	2.611	2.545	3.102	1.882	4.180	2.657	0.785
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2.495	2.871	1.787	2.565	1.962	1.179	1.450	1.260	1.430	2.012	0.738
M 宿泊業, 飲食サービス業	6.329	11.574	6.546	14.738	11.010	6.234	8.207	3.534	5.442	10.687	4.046
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3.764	4.952	3.803	6.265	4.848	3.501	4.085	3.158	3.608	5.724	2.832
O 教育, 学習支援業	2.451	2.980	2.442	2.859	2.108	2.647	2.441	2.520	2.103	3.263	2.332
P 医療, 福祉	4.438	3.966	3.304	3.742	4.005	3.092	3.339	3.534	2.961	4.239	2.832
Q 複合サービス事業	0.210	0.203	0.229	0.231	0.276	0.205	0.136	0.115	0.210	0.371	0.381
R サービス業(他に分類されないもの)	3.222	2.961	2.120	3.049	3.243	2.784	2.678	2.062	2.843	2.989	2.594
S 公務(他に分類されるものを除く)	0.123	0.291	0.145	0.946	0.649	0.239	0.179	0.213	0.252	1.035	0.452

② 浦添市の産業別の従事者数

経済センサス及び国勢調査から、浦添市の産業別の従事者数を人口 1,000 人当たりで算出し、県内の市と比較すると、電気・ガス・熱供給・水道業、卸売・小売業への従事者が多いことが示される。また、学術研究・専門技術サービスへの従事者が那覇市と並んで多いことも特徴である。



	浦添市	那覇市	宜野湾市	石垣市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
A 農業、林業	0.000	0.222	0.603	6.076	4.313	1.862	0.467	1.145	1.901	9.944	4.141
B 漁業	0.000	0.034	0.000	0.652	0.016	0.171	0.000	0.000	0.008	0.098	0.333
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.000	0.031	0.530	0.904	0.649	0.529	0.014	0.000	0.017	0.234	0.000
D 建設業	38.115	22.649	30.880	30.296	23.851	23.007	18.897	26.326	27.023	36.358	22.230
E 製造業	27.470	10.425	14.266	28.677	24.516	55.596	12.730	21.008	29.210	25.769	31.750
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9.848	1.678	0.946	2.102	2.448	1.213	0.704	0.262	3.272	2.090	0.000
G 情報通信業	12.615	22.026	15.534	3.847	5.335	1.247	2.585	2.160	5.105	4.064	0.238
H 運輸業、郵便業	27.357	28.723	11.513	27.226	12.128	23.144	9.765	27.536	8.713	19.478	9.425
I 卸売業、小売業	132.327	98.061	84.578	89.374	84.168	64.205	60.942	77.014	65.106	70.078	39.152
J 金融業、保険業	8.124	23.977	4.322	4.415	6.567	2.494	6.735	2.242	3.625	3.907	1.119
K 不動産業、物品賃貸業	14.812	21.911	10.442	13.603	10.361	7.191	10.526	11.388	9.050	9.514	1.761
L 学術研究、専門・技術サービス業	20.169	21.504	10.193	15.285	16.052	6.456	9.169	5.694	8.192	13.129	2.713
M 宿泊業、飲食サービス業	35.297	73.671	42.528	91.960	65.019	36.791	47.136	27.242	30.186	57.086	16.827
N 生活関連サービス業、娯楽業	15.591	25.504	18.235	20.267	17.495	16.568	15.674	10.619	15.307	13.812	11.281
O 教育、学習支援業	25.798	27.082	27.015	21.529	30.288	23.673	25.632	20.828	20.892	28.074	19.326
P 医療、福祉	76.038	64.483	51.017	60.739	99.264	74.863	77.061	87.420	59.421	73.692	53.004
Q 複合サービス事業	3.449	6.781	3.678	5.340	4.994	3.211	2.958	2.831	2.927	4.904	3.094
R サービス業(他に分類されないもの)	54.932	59.853	25.134	27.983	26.348	12.315	33.609	54.877	25.989	23.932	12.019
S 公務(他に分類されるものを除く)	9.735	46.241	8.032	26.343	16.474	16.004	14.927	9.621	10.564	25.495	20.921

資料－４：先進地事例報告

■調査概要

(1)調査の目的

- ・(産業振興を施策の中心としている)先進地域における産業施策等についての調査を行う。
 - ・実際の産業振興の現場を担う主体に対して、産業振興の状況をインタビューによって明らかにする。
- ※産業振興の現場に直接対峙している組織に対してのインタビューが有効

(2)調査の視点

- ・産業振興の現状(分野・領域)
- ・産業振興にとって有効な施策
- ・産業振興の体制
- ・産業振興にあたっての背景や条件(地域との連携)

(3)調査スケジュール

第1回(首都圏)

日時:平成29年11月7日(火)～8日(水)

11月7日(火)13:00～15:00 川崎市産業振興財団(川崎市)

11月8日(水)9:00～11:00 さがみはら産業創造センター(相模原市)

同 13:00～15:00 まちのわ(町田市)

第2回(関西圏)

日時:平成29年11月13日(月)～14日(火)

11月13日(月)13:00～14:30 さかい新産業創センター(S-Cube)(堺市)

同 15:30～17:00 Mobio カフェ(東大阪市)

11月14日(火)10:00～11:30 ナレッジキャピタル(大阪市)

同 14:00～15:30 神戸医療産業都市(神戸市)

(4)調査対象地

対象	所在	特徴
1 川崎市産業振興財団	川崎市	市内中小企業支援実績が豊富である。 環境技術、ナノテク、ライフサイエンスなど先端分野の取組実績が豊富である。 企業訪問キャラバンを実施し、現場訪問による企業の実態の把握から各種マッチング、経営・事業支援に繋がっている。 産業振興財団が中心になって企業支援、起業・創業

			支援を行っている。 また、海外企業との連携、環境技術、ライフサイエンス、ナノテクノロジーをテーマにした産業振興施策を行っている。
2	さがみはら 産業創造センター(SIC)	相模原 市	インキュベータとしての実績が豊富である。 企業支援、起業支援実績が豊富である。 第3セクター方式(株式会社)のビジネス・インキュベータとして、国内有数の産業支援実績を有する。 昨今は周辺自治体からの産業振興事業の受託など、活動を拡げている。
3	まちなわ	町田市	CB、SB、スモールビジネスを支援している。 スタートアップカフェを運営している。 上記 SIC の起業・創業メンバーが町田市において新たに民間事業として起業した。 地域密着型のビジネス支援と実施するとともに、地域コミュニティの拠点として機能しつつある。上記 SIC とも連携している。
4	さかい 新産業創造センター (S-Cube)	堺市	上記 2 の SIC とは兄弟的な組織で、関西の泉北地域の中小企業の支援、起業・創業支援を実施している。 (財)堺市産業振興センター、商工会議所、S-Cube の 3 組織が隣接し、連携していることに特徴がある。
5	ナレッジキャピタル	大阪市	コミュニティスペース運営実績が豊富 コミュニティ活性化ノウハウを有するコミュニケーションコーディネータを配置し、メンバー間のコミュニケーションを誘発することによって、イノベーション創造を目的としている。 基本的に「オープン」な空間としているが、空間づくりに特徴があり、場に応じた空間を提供している。
6	Mobio・カフェ (ものづくりビジネスセンター大阪)	東大阪 市 (大阪府)	ものづくり企業支援しての実績豊富 エコミック・ガーデニングの実践 年間 100 回のカフェ方式の勉強会・研究会を実施している。数多くのカフェ開催により、より多くの人材吸引を可能にしている。
7	神戸医療産業都市	神戸市	テーマ(医療)を設定し、関連研究所、組織等の設置を行い、企業誘致を積極的に進めている(現在 300 社程度の進出がある)。大学の誘致にも成功している。 震災後の復興を目的に、全く新たな産業構造の形成を達成している。iPS 細胞研究拠点など再生医療の拠点となっている。 約 390ha の埋立地(2 期埋立/埠頭用地等含む)の土地利用は、「牧港補給地区跡地利用(約 270ha)」の参考例の一つになる可能性がある。
8	スタートアップカフェ	沖縄市	起業・創業支援の拠点となっている。 地域のビジネスコミュニティの形成に貢献している。 福岡市のスタートアップカフェが出自である。 沖縄市からの委託で民間事業者が運営している。

資料-5：市民ワークショップ

■ワークショップ概要

① 第1回目 [参加者17名]

日時:平成29年11月21日

場所:浦添市役所議会棟会議室

【テーマ】

- ◇課題や問題意識の抽出と情報共有
- ◇課題や問題意識の整理(事務局作業)

<ワークショップ意見の総まとめ>

- ◆ 商業者間の繋がりの形成
- ◆ ブランディング(イメージづくり)
- ◆ 幅広い人の集積(地域の周遊性)
- ◆ 中小企業誘致、ナショナルブランドの誘致
- ◆ 景観性の重視
- ◆ 高齢者(高齢化対策)、子ども・教育、多様性(外国人)
- ◆ 歴史性・レトロ感、隠れた名店、現状の“資源/場所”の活用、市内ブランドの利活用
- ◆ 道路、駐車場、公園、都市基盤の脆弱性
- ◆ スポーツ関連の集積、病院とスポーツが融合した産業振興、健康(多様な遊び場)



② 第 2 回目 [参加者 12 名]

日時:平成 29 年 12 月 5 日

場所:浦添市役所 9 階講堂

【テーマ】

◇第 1 回目の課題整理に基づいて、検討対象地域の選定→「屋富祖通り会」を選定

◇対象地域について将来像・可能性についての意見交換

◇将来像・可能性の整理(事務局作業)



<ワークショップ意見の総まとめ(屋富祖の将来像)>

- ◆現在の姿を活かす＝レトロな雰囲気を活活化資源として活かす
- ◆過去の記憶の共有が活性化の第一歩になる→住民・市民参加型の写真展の開催など
- ◆女性や子どもの居場所の形成
- ◆昼の顔をつくる
- ◆不動産の運用体制の構築(空き家対策、有効利用、場所のシェア、時間帯別利用の推進)
- ◆遊休不動産を活用した音楽・演劇などのコンテンツ産業の振興
- ◆外部人材を活用した街づくり

市民ワークショップ 報告書



ワークショップの概要

1

<ワークショップ概要>

●第1回目

日時:平成29年11月21日

場所:浦添市役所議会棟会議室

テーマ

- ・課題や問題意識の抽出と情報共有
- ・課題や問題意識の整理(事務局作業)

●第2回目

日時:平成29年12月5日

場所:浦添市役所9階講堂

テーマ

- ・第1回目の課題整理に基づいて、検討対象地域の選定→屋富祖通り会を選定
- ・対象地域について将来像・可能性についての意見交換
- ・将来像・可能性の整理(事務局作業)

<ワークショップ意見の総まとめ(屋富祖の将来像)>

- ・現在の姿を活かす=レトロな雰囲気活性化資源として活かす
- ・過去の記憶の共有が活性化の第一歩になる→住民・市民参加型の写真展の開催など
- ・女性や子供の居場所の形成
- ・昼の顔をつくる
- ・不動産の運用体制の構築(空き家対策、有効利用、場所のシェア、時間帯別利用の推進)
- ・遊休不動産を活用した音楽・演劇などのコンテンツ産業の振興
- ・外部人材を活用した街づくり

第1回ワークショップの各グループ毎の意見整理

2

地域	検討の内容・視点	キーワード
サンパーク	SWOT分析 サンパークを中心とした地域との関係性(ポジショニングの整理) 将来像の提示 時間軸での将来像の達成イメージ	商業者間の繋がり ブランディング(イメージづくり) 幅広い人の集積(地域の周遊性) 中小企業誘致 景観性の重視
屋富祖	人、コミュニティ、店、車、道、公をキーワードにした整理 現状の課題を中心とした整理	高齢者(高齢化対策) 歴史性・レトロ感、隠れた名店、 道路、駐車場、公園、都市基盤の脆弱性
学園	シェアうらそえ 場所の活用、多様な遊び場、外国人コミュニティ、ファミリー、情報発信	現状の“資源/場所”の活用 健康(多様な遊び場) ナショナルブランドの誘致 市内ブランドの利活用 外国人(多様性)
浦西	スポーツ、健康、学生(学校) 市の関与の重要性	子供・教育 スポーツ関連の集積 病院とスポーツ

第2回ワークショップの各グループ毎の意見整理

3

グループ	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 街の記憶(歴史)の再生が商店街等の再生に繋がる 屋富祖の古い写真の提供を受け、展示会等を開催し、街の記憶を蘇ら、共有する。 街の記憶の共有化によって、街の再生の機運を高める。 空き家の再利用(映画館の再利用等、シンボリックな建屋の活用) 再利用・活用には遊休不動産の活用の仕組みの構築・形成 演劇・音楽等での映画館の利用など 外部人材の受け入れが必要(栄町などでの店舗再生の多くは県外人材によっていると推察) 食による人の集まり
2	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場が少ない 通りが暗い 歩道の整備が必要(歩きにくい) 空き店舗の活用 子どもの居場所をつくる 空き店舗を利用したコミュニティの形成(子どもの受け入れ施設) 学生の街づくりへの参加機会の創出 歩行者天国 バンド活動 レトロの街づくり 観光資源の発掘 民泊事業の推進 昼間の賑わいがある街
3	<ul style="list-style-type: none"> 屋富祖の課題 駐車場・道路等の交通インフラの脆弱性 飲み屋が街のイメージ 女性が安心して歩けない(買い物ができない) 昔ながらの街、レトロな街をテーマにした活性化 若者・女性をターゲットにした街であることが必要 ママ(子どもと母親)を大事にする街 昼の顔をつくる(現在は夜の顔が強い) 昼間の店舗利用(二毛作的な利用、昼と夜の店が違う) 明るい街(照明設備の設置、2階の利用、店内がみえる工夫) SNSでの情報発信を行っている方の存在→情報発信の仕組みが必要 音楽拠点(ライブハウス)

第1回WS資料

総合計画で示されている産業系政策

【政策1】

希望と活力にあふれた

生活創造都市

新たな魅力の創造と市民生活を支えるまち

(産業振興への直接言及)

- ✓暮らしと交流を支え、活力ある個性豊かな産業の振興
- ✓都市環境を活かした魅力ある生産業の振興

(間接言及)

- ✓働きやすい労働環境の確保
- ✓西海岸の環境を活かした交流拠点の形成
- ✓魅力ある新たな都市空間の創造

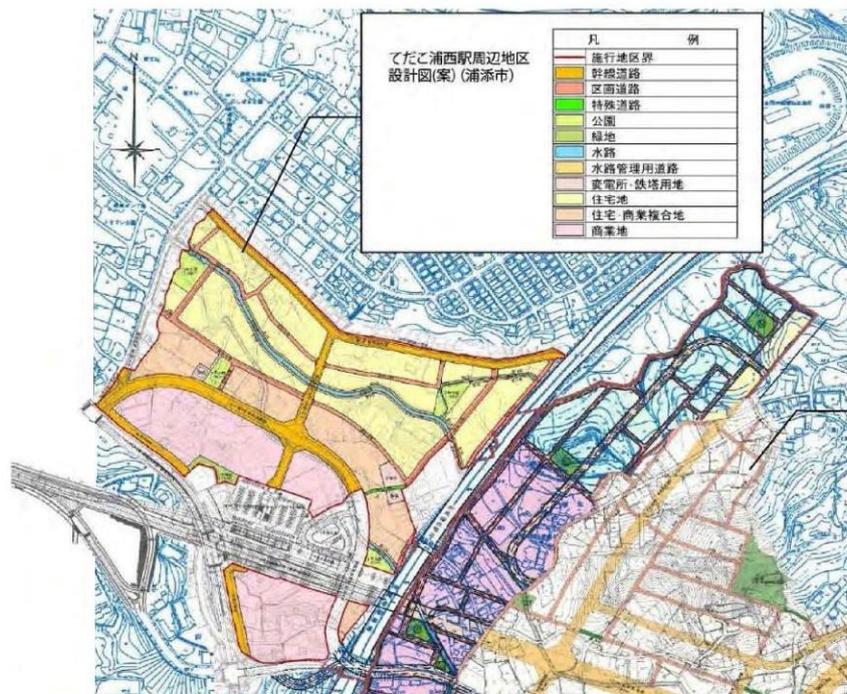
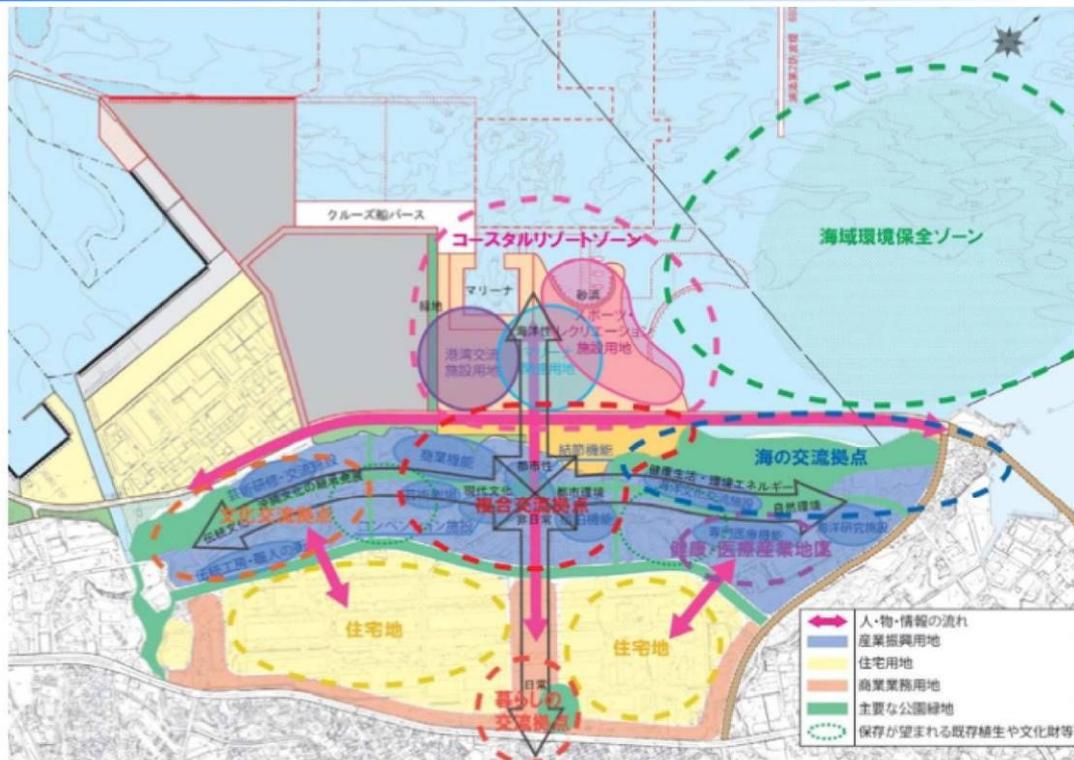
総合計画に示されているリーディングプラン
浦添ものづくりプラン

- ✓地場産業を支える人材育成・環境整備
- ✓地域資源を活かした浦添ブランドの確立
- ✓地域特性を活かした産業・雇用の創出

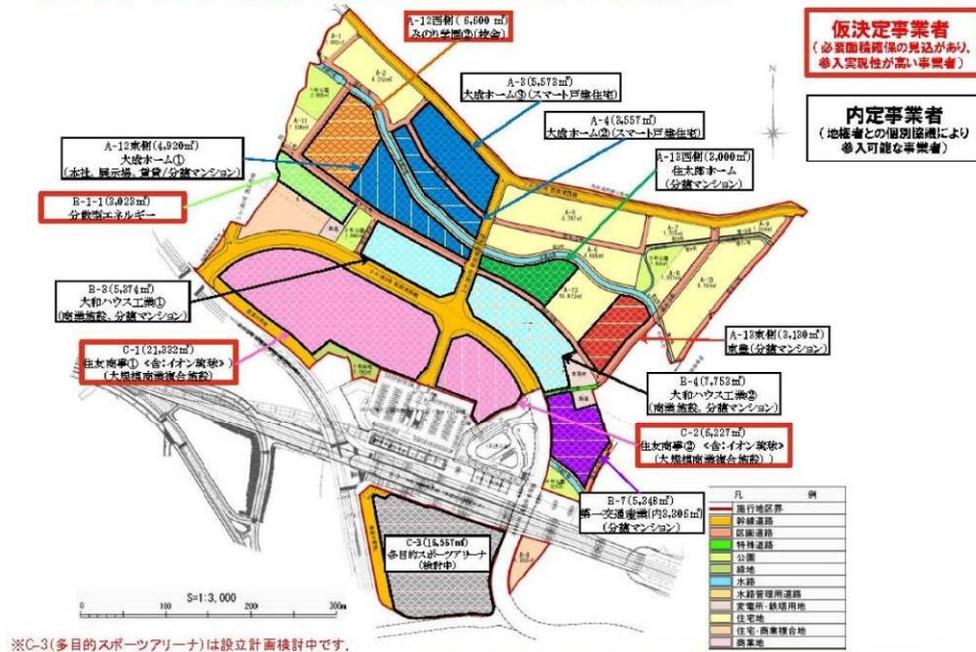
浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略
戦略②

- ✓産業振興を通しての域外からの収入の増加を目指す
- ✓企業誘致などを通じて就業の場の確保を目指す
- ✓浦添市の観光産業の振興に向けた各種取組の実施
- ✓6次産業の推進と商品開発、販路拡大に向けた取り組み





参入予定事業者の提案配置図(全事業者)



- ✓地域コミュニティの充実が必要
地域コミュニティが産業の基盤となる
- ✓地域コミュニティの核として商業に期待
商業は地域に密着しているからこそ可能性がある
大規模流通(商業)ではできない
- ✓既に商業を中心に活動している地域もあり、コミュニティが既に充実している(今後の充実の可能性が高い)
通り会を中心としたまちゼミ
港川自治会等
の活動の実績がある

第1回(本日)ワークショップ

テーマ:地域の課題を語り合う

- ✓まず、地域について皆さんで語る
- ✓地域を語ることによって、課題や問題などを明らかにする



事務局で内容を整理
次回のワークショップで示す



第2回(12/5)ワークショップ

テーマ:地域の将来を語り合う

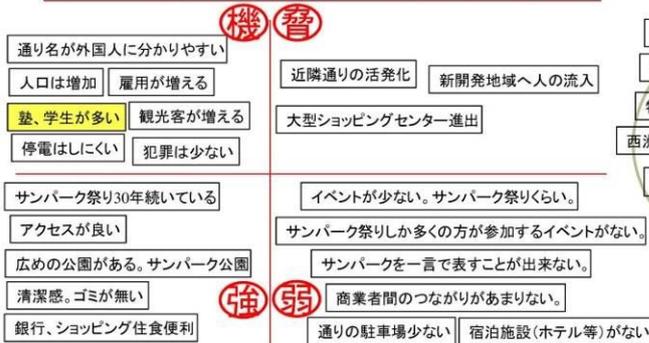
- ✓将来像を皆さんで語る
地域はどうありたいか
- ✓課題解決、将来像達成に向けての解決手法・手段を語る

第2回WS資料

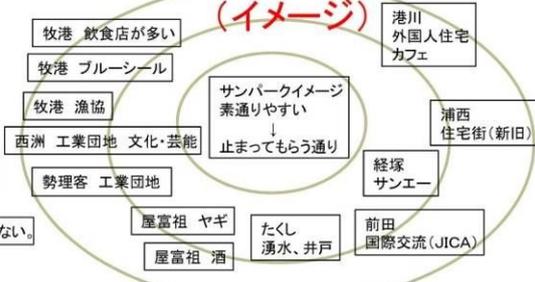
前回のまとめ(サンパーク通り)

14

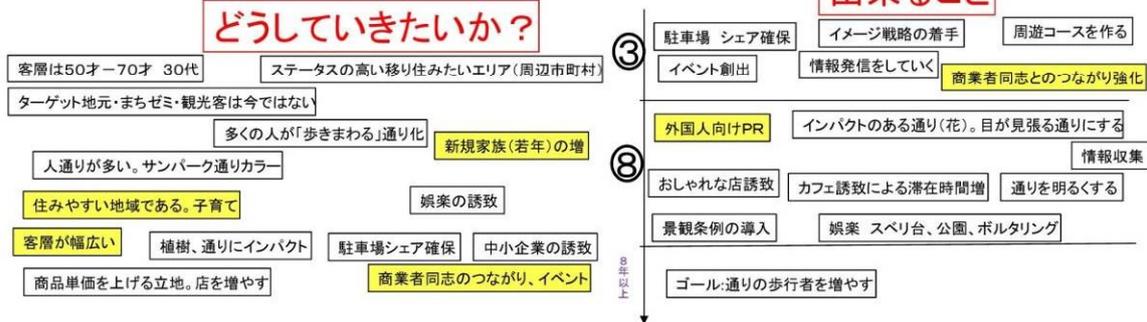
強み・弱み・チャンス(機会)・脅威



ポジショニング (イメージ)

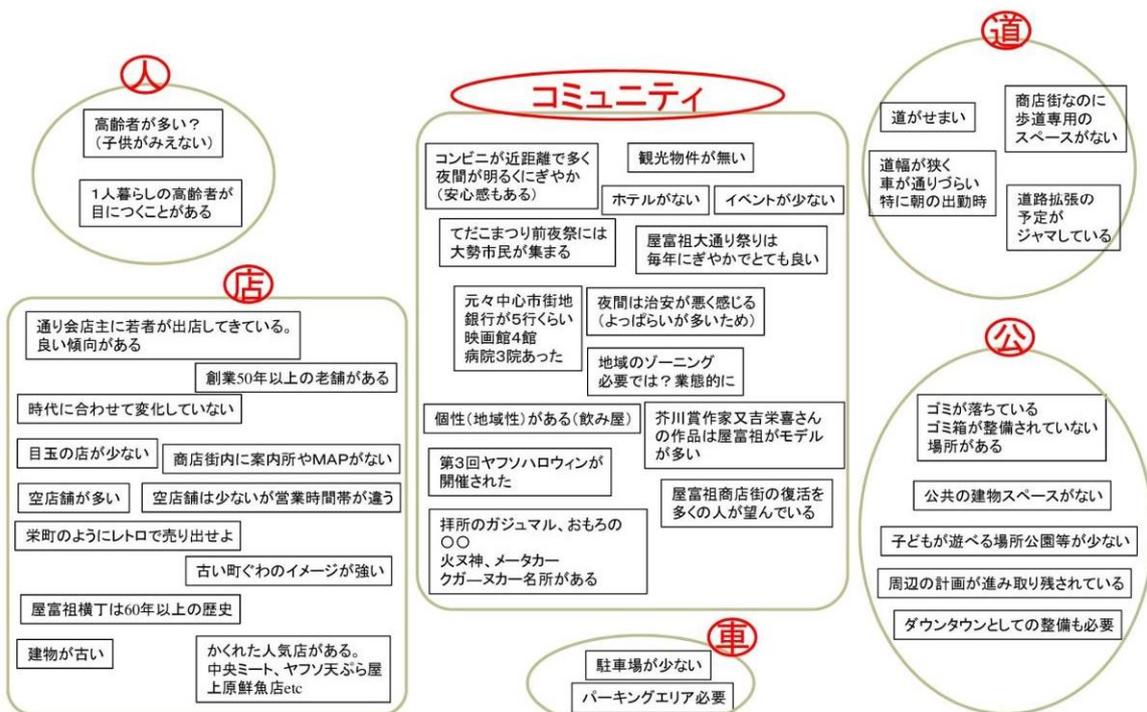


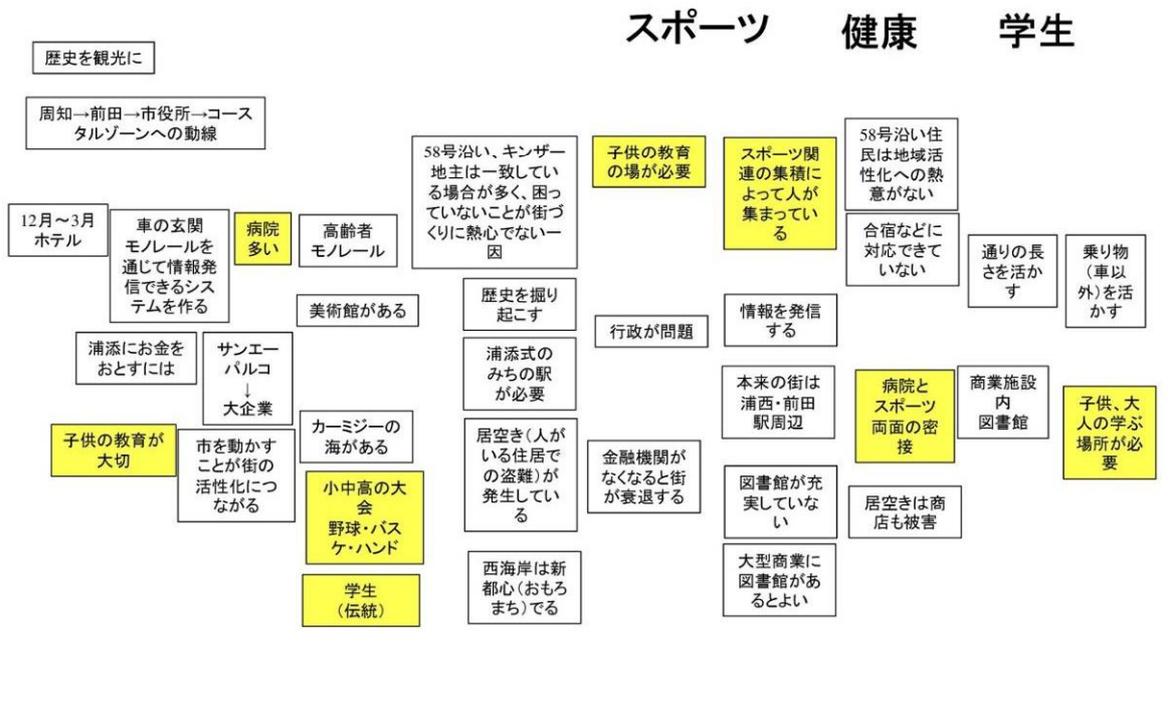
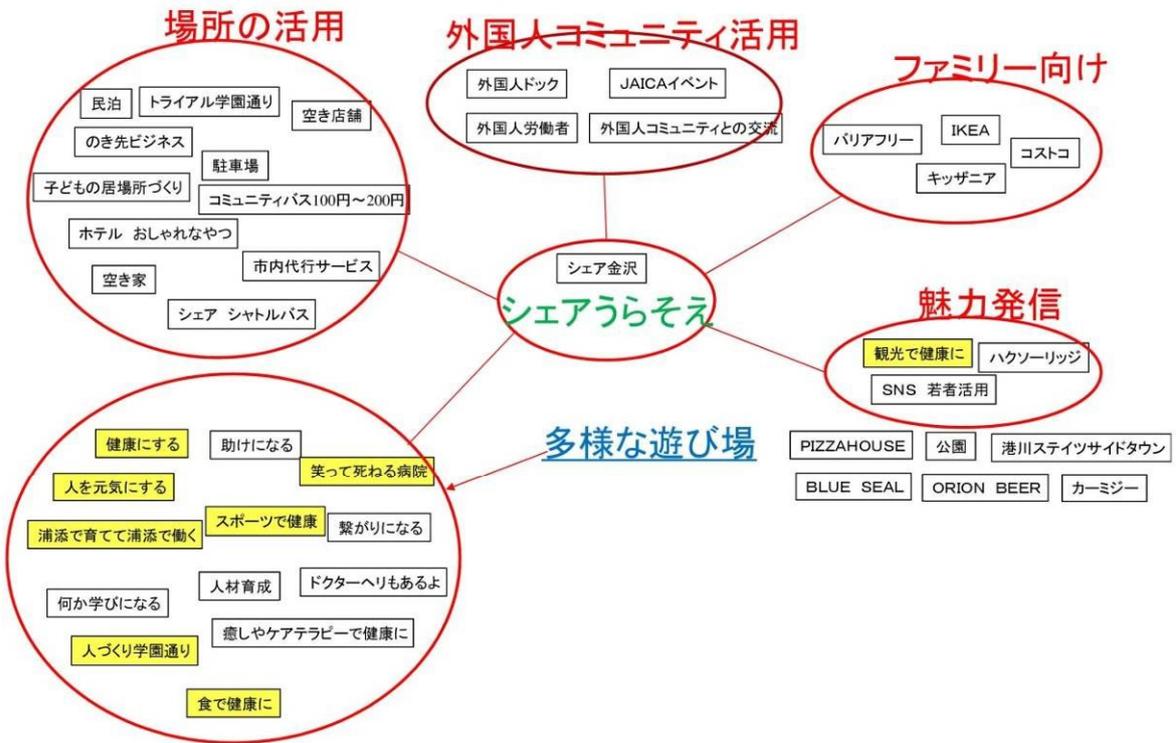
出来ること

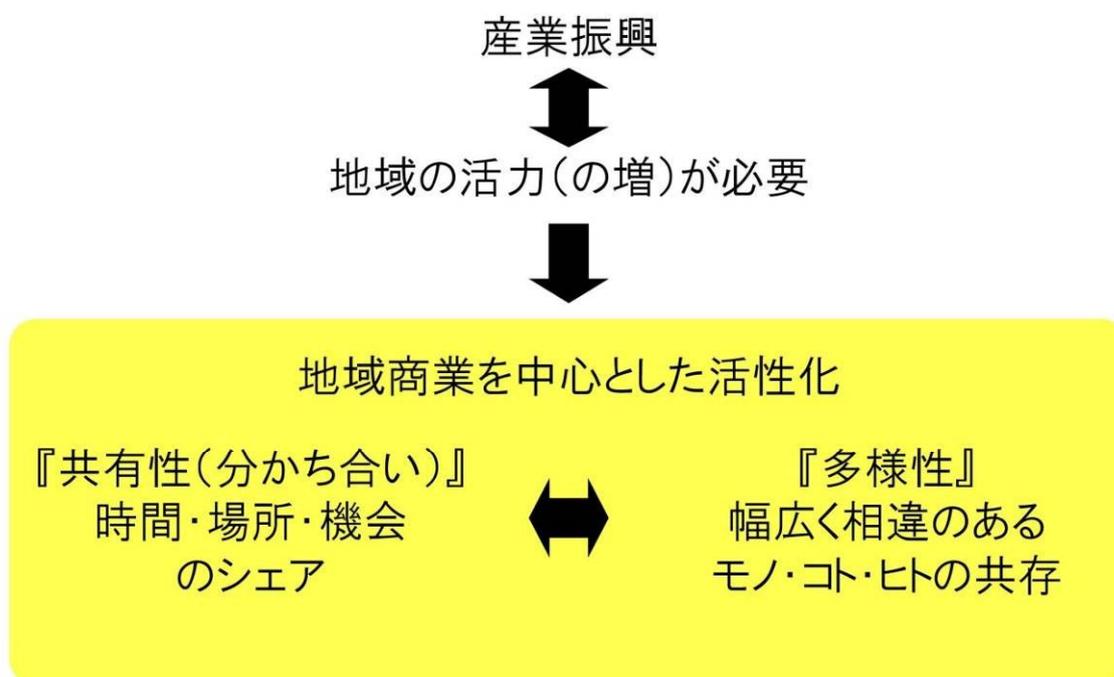


前回のまとめ(屋富祖通り)

15







浦添市は、

- ✓街に多様性がある
- ✓業務・商業・住居の混在

であることを前提に、前回のワークショップの成果から共通となる要素を、

- ✓多様なヒトが集う仕掛けづくり
- ✓場所づくり、拠点づくり
- ✓人を集める仕掛けづくり
- ✓共有の仕掛けづくり



共有性と多様性
のある
コミュニティ形成

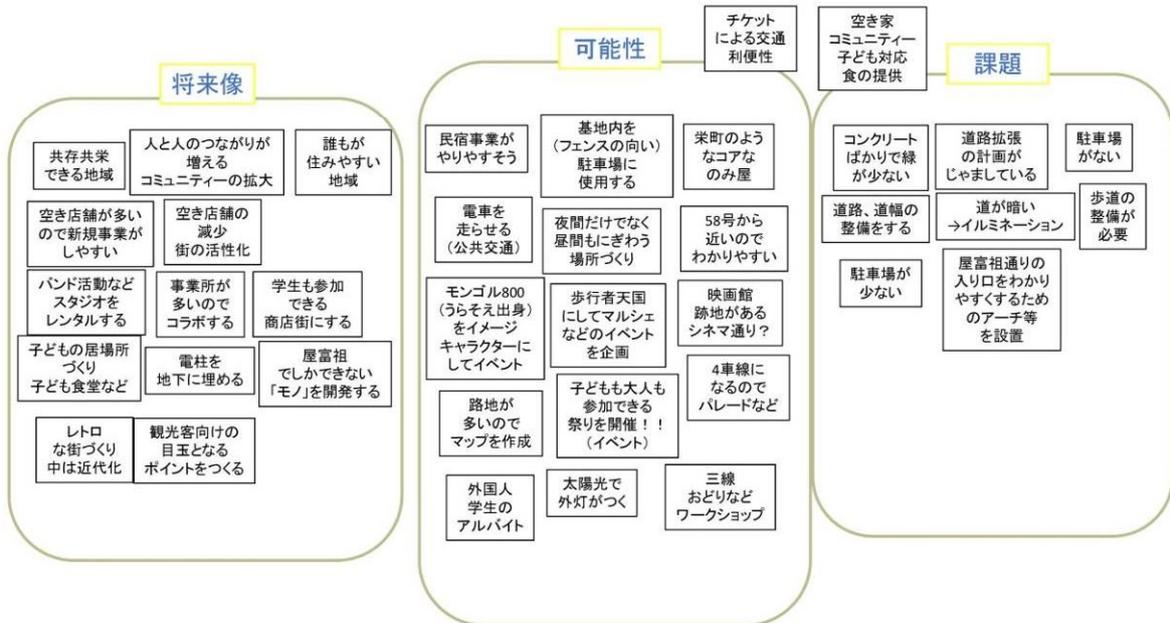
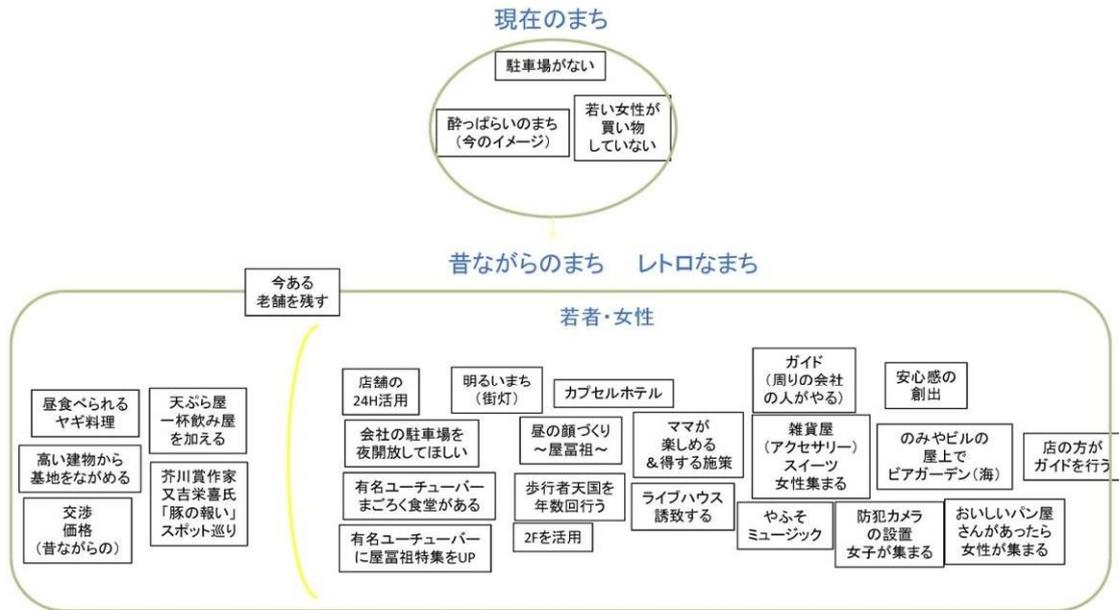
であると仮定し、この方向性を実現するために、どのような展開が考えられるかを本日のワークショップのテーマとします。

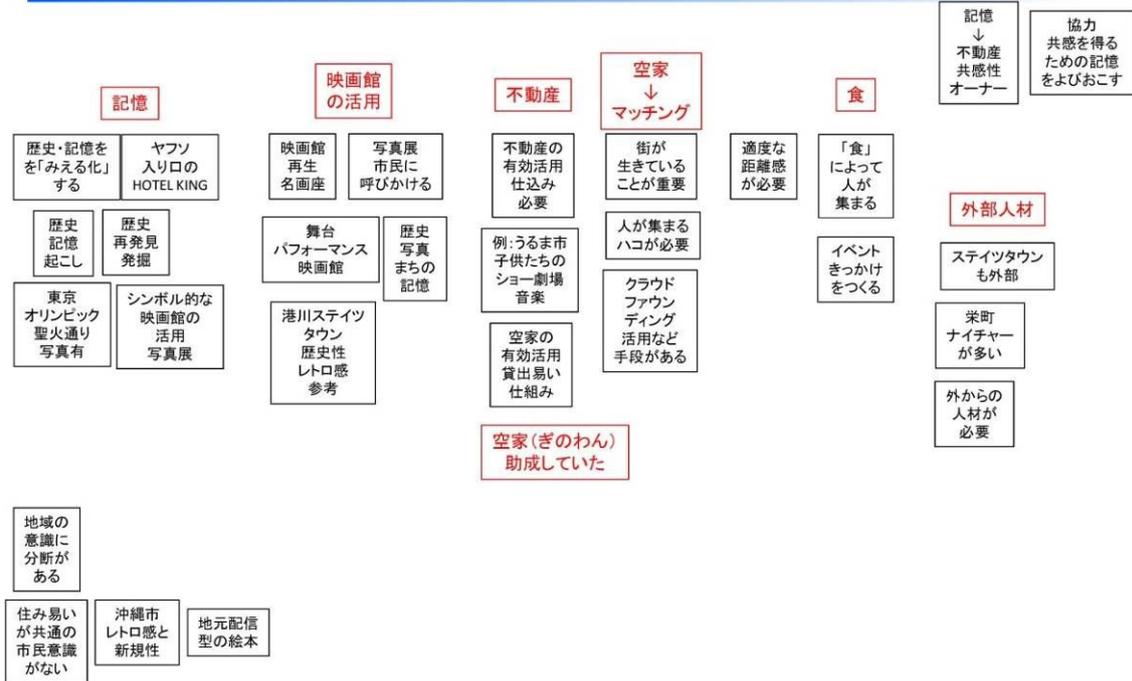
第2回WS意見集約・整理

第二回ワークショップの進め方

21

- ✓グループ分け
 - ✓地域は、3通り会と浦西駅の4地域⇒屋富祖に集約
- ↓
- ✓テーマに沿った将来像についての意見出し
 - ✓実現に向けての可能性についての意見交換
 - ✓実現に向けての課題についての意見交換
- ↓
- ✓出された意見の書き出し
 - ✓意見のグルーピングとタイトル付け(課題の一般化)
- ↓
- ✓WSでの課題共有(発表)
- ↓
- ✓課題整理(事務局作業)





資料－６：自治会アンケート

(1)アンケート内容[2017年9月～11月初旬 41自治会対象実施]

浦添市産業振興ビジョン策定のための自治会アンケート

■目的

浦添市の産業振興ビジョン策定のための基礎情報として、市民の皆さんの御意見をお聞きます。
「日常の浦添市・お住まいの地域の産業の課題・問題」について感じていることを教えてください。

■アンケート内容

Q1: お住まいの場所(自治会名)を記入してください。

Q2: 浦添市の産業のイメージを記入してください。

(例:企業の本店が多い、スーパーや飲食店が多い、など)

Q3: お住まいの地域の産業の課題・問題

浦添市またはお住まいの地域の産業において、日常、感じている課題や問題について、以下より
選択(複数選択可)してください。選択肢がない場合は「その他」にご記入ください。

①地域や地域コミュニティの活力の充実

②地域産業・商業について(複数選択可)

- ・(農業・漁業・製造業・建設業・金融業・情報通信業・運輸業・小売業・サービス業)
- ・商店街(通り会)について
- ・その他()

③就労機会や就労場所の増加

④交通利便性の充実(公共交通機関等の充実)

⑤空店舗対策の充実

⑥その他()

⑦浦添市・地域に課題・問題等は感じていない

Q4: 上記のなかで、最も優先度が高い(関心のある)課題・問題を選択して頂き、その課題・問題の具体的な内容について以下に記してください。

Q4-1: 最も優先度が高い課題・問題 → ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ (番号に○印をつけてください)

Q4-2: 課題・問題の具体的な内容(●●●がない、■■■があると良い、▲▲▲をすると良い等)

[]

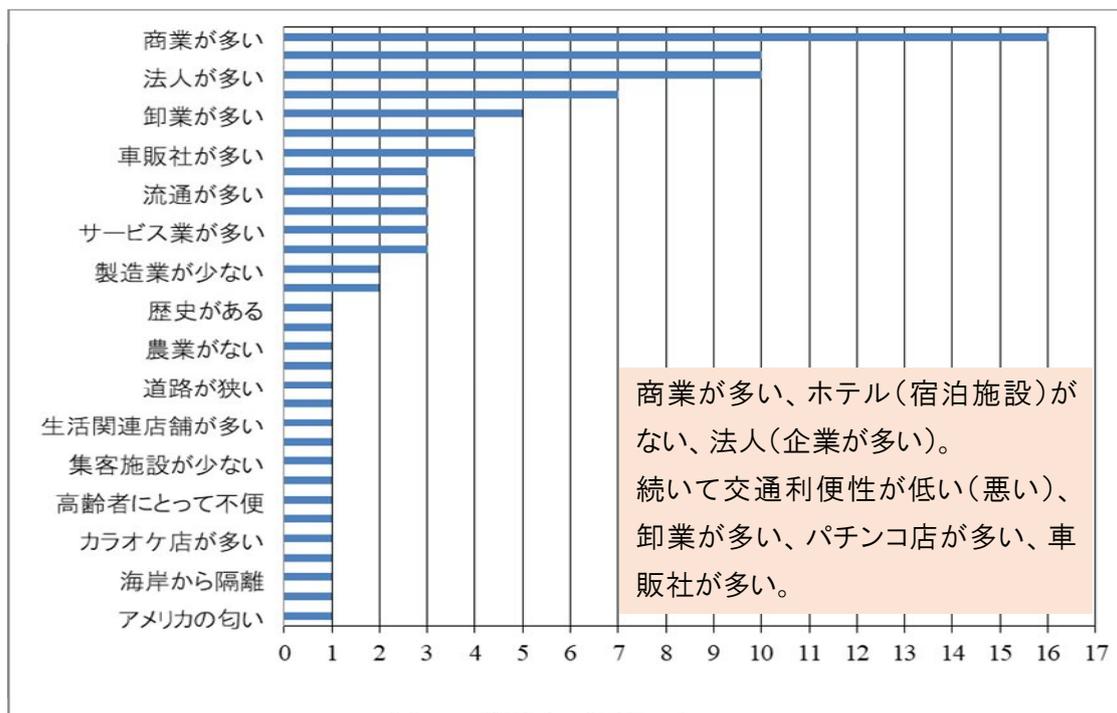
Q5: 自由意見

上記のQ2、Q3、Q4の内容に係らず、今後の浦添市または地域の産業の在り方について、自由にご意見を記してください。

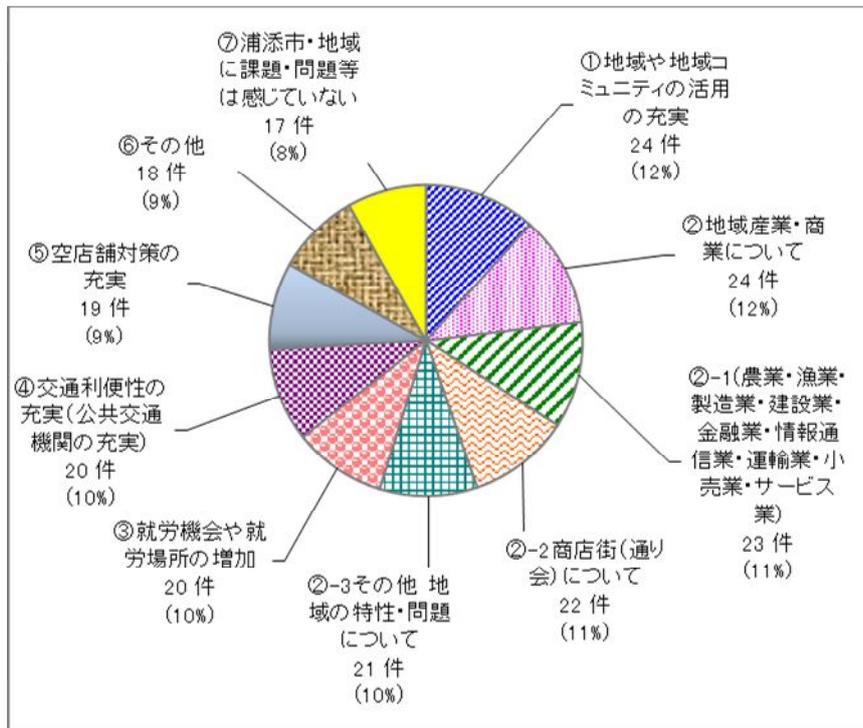
[]

(2)集計結果

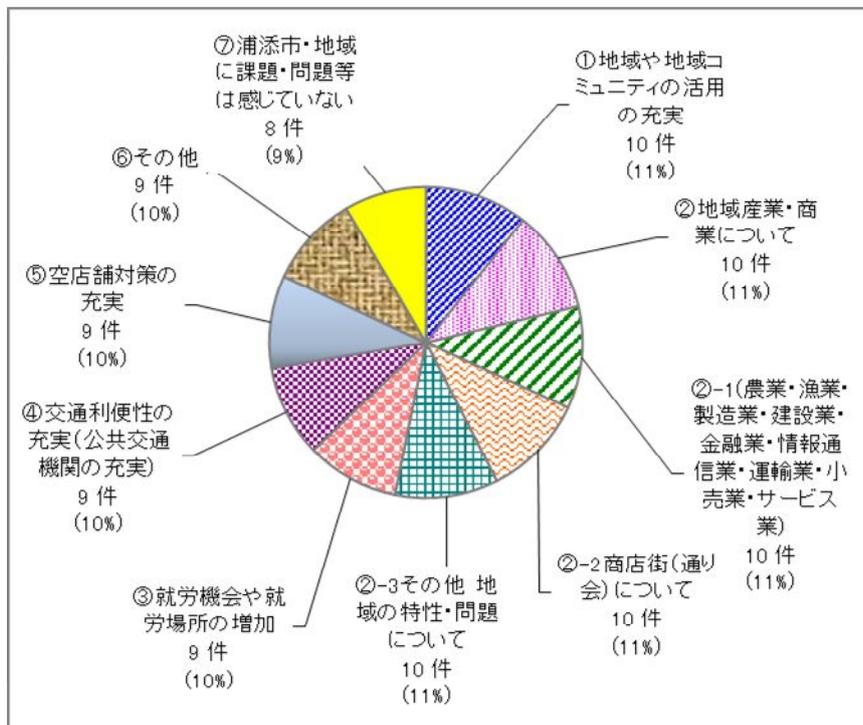
① Q2: 浦添市の産業のイメージ



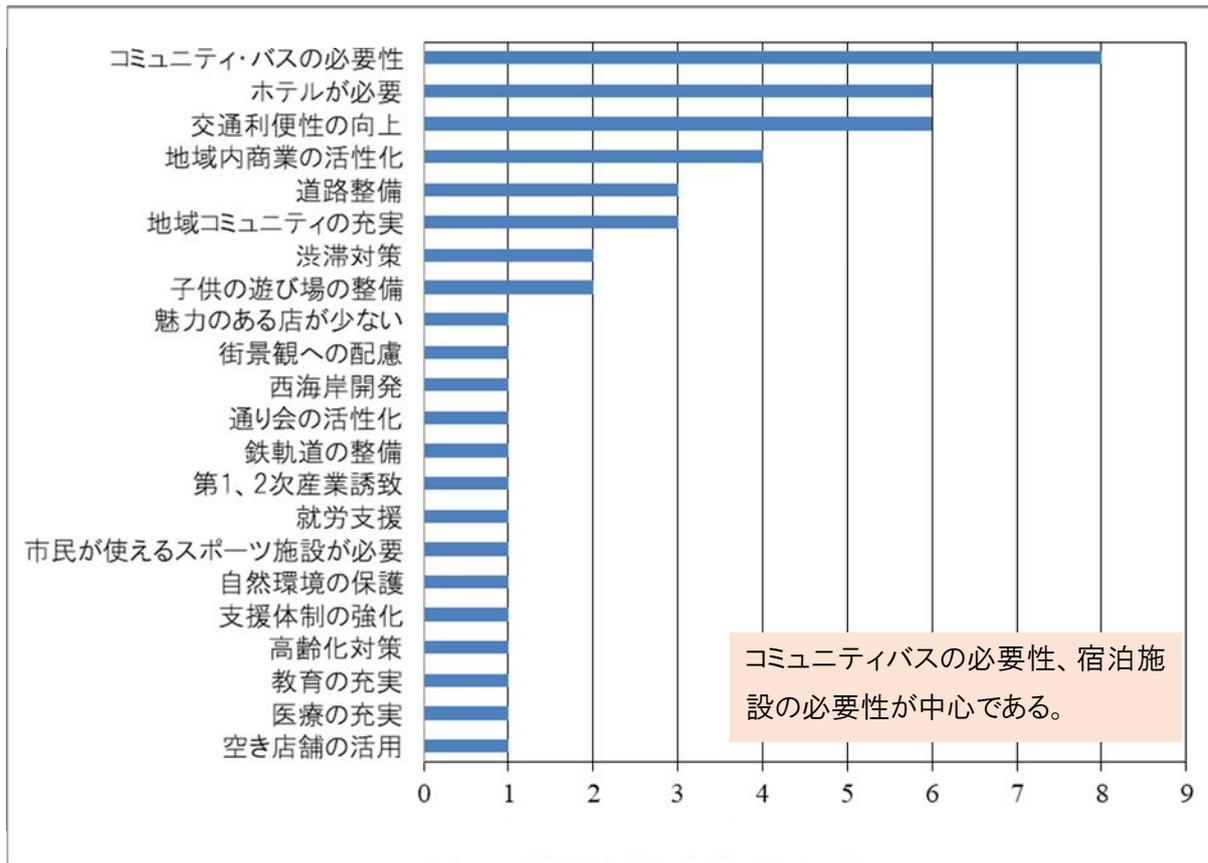
② Q3:お住まいの地域の産業の課題・問題



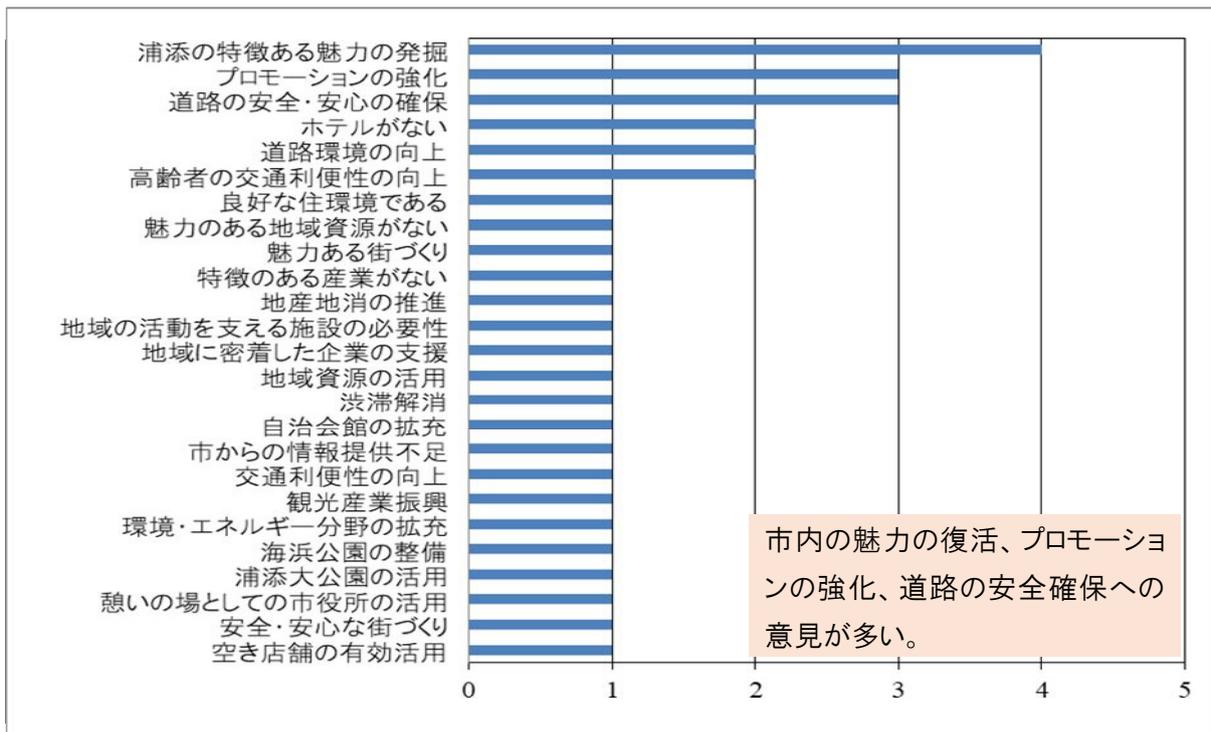
③ Q4-1:最も優先度が高い課題・問題



④ Q4-2:課題・問題の具体的な内容



⑤ Q5:自由意見



(3)分析結果

① 浦添市のイメージ

商業が多い、ホテル(宿泊施設)がない、法人(企業が多い)など、主なイメージとして挙げられている。続いて交通利便性が低い(悪い)、卸業が多い、パチンコ店が多い、車販社が多い。

② 居住地域の課題・問題

地域や地域コミュニティの充実、地域産業・商業について、商店街の状態についての指摘が多いが、全体的に回答が分散しており、特徴的な傾向はみられなかった。「課題・問題を感じていない」との回答が約 8%強あり、背景について、さらに分析が必要ですが、産業について、全体として大きな課題として認識されていない可能性がある。

③ 優先的な課題

ほぼ平均的に様々な課題に突出する意見は見受けられなかったが地域コミュニティの充実について意見が寄せられた。

④ 優先的課題に対する具体的課題

コミュニティバスの必要性、ホテルの必要性が中心である。交通利便性についての課題が多い。

⑤ 自由意見

市内の魅力の発掘、プロモーションの強化、道路の安全・安心確保に関する意見が多く寄せられた。

市民(自治会)へのアンケートの性格上、直接的な産業振興に係る回答は少ないが、地域の課題について、特徴的な回答が少なく、分散傾向にある。

この傾向については、産業振興の視点からは、「市内の魅力の発掘」、「プロモーションの強化」の意見もあることから現状にほぼ満足しているため、目に見えた結果が出そうなものへ期待する市民の目線に基づいた施策が求められると推察される。

資料-7：パブリックコメント

1. 募集の目的

浦添市では、商工業を中心に幅広い産業が創業しており、今後、第一次産業の六次産業化やモデル延伸に伴うまちづくり、西海岸開発等更なる産業振興及び環境整備を図るため、地域産業活性化及び新たな産業活性化支援策等の方向性を策定し、本市の特殊性を活かした産業振興に寄与することを目的としています。

当該ビジョンで策定した方向性及び支援策等を活かすことで、地域産業の安定化及び活性化が地域住民の雇用及び所得、地域力を向上させ、地域振興へと繋がることで、産業の好循環を生み出し、市民一人ひとりが安心して健やかに暮らせる社会を実現するなど、市民生活の向上及び地域社会の発展が期待できることを目的としていることから、本ビジョンの策定にあたり、皆様のご意見を募集するものです。

2. 意見の募集期間

平成30年2月9日(金)から2月20日(火) 17:15まで

3. 意見の提出様式

別紙参照

4. 意見の提出方法

所定様式をご記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

※いずれの場合も2月20日(火)17:15必着です。

※匿名や電話、口頭でのご意見は受け付けできません。

- (1) 持参の場合・・・浦添市役所 産業振興課（市庁舎5階）
- (2) 郵送の場合・・・〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号 産業振興課あて
- (3) FAXの場合・・・098-876-9467 産業振興課あて
- (4) メールの場合・・・sangyo@city.urasoe.lg.jp

（提出様式をご記入の上、送信してください）

5. ビジョン素案の閲覧方法・閲覧場所

- (1) 市ホームページ ※当ページからPDFファイルでダウンロード可
- (2) 産業振興課(市役所5階)8:30～17:15(土曜日・日曜日は閲覧・受付できません。)

6. 提出されたご意見の取扱い

※提出されたご意見は、ビジョン策定の検討資料とさせていただきます。

※ご意見の概要等は住所、氏名などの個人情報を除き市ホームページで公表する予定です。

※ご意見に直接回答はいたしませんのでご了承ください。

※いただいたご意見は目的以外に使用いたしません。

7. お問い合わせ先

浦添市 市民部経済観光局 産業振興課

電話:098-876-1234(内線 3165)

FAX:098-876-9467

E-mail:sangyo@city.urasoe.lg.jp

「浦添市産業振興ビジョン策定(案)」に対するご意見と市の考え方について

1. パブリックコメントの概要

- ① 実施期間:平成30年2月9日(金)から2月20日(火)まで
- ② 実施方法:所定様式に記入の上、郵送、FAX、電子メール、閲覧場所持参のいずれか
- ③ 閲覧場所:市ホームページへの掲載、産業振興課窓口
- ④ 意見数:閲覧場所に持参1件

2. ご意見の内容・市の考え方

■観光産業を主としていく中で、コンベンションビューロー、県、市町村の役割の明確化と効率化(実際、ビューローのインバウンド、アウトバウンドへのアクション、PRはまだまだ弱い)、企業、ベンチャー、県、市町村のビジネス或いは収入を得ていくことへの積極性と連携、税収入の効率的な活用、それらの意見交換をする為のディスカッションの場(機会)。



◇本産業ビジョンは、本市産業全般について記載しており、観光産業に係る具体的な役割や組織体制等は記載しておりません。ただし、60ページ「2-5 産業振興の方策について」の観光振興の項目について基本方針を示しております。

■観光サービスへの充実、手話(アメリカ手話、日本手話)通訳者、言語通訳者の人材育成、雇用促進、外国人雇用の拡大、受入れ。沖縄県を特区とするともっと経済効果は上がり、収入も上がり、それによって全国の経済モデルになり得る。



◇本産業ビジョンは、本市産業全般のみならず、サービスの充実、人材育成や外国人雇用についても、他産業とも同様に全体的に網羅していると考えております。

用語説明

■AI (Artificial Intelligence)

人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことで、一般に「人工知能」と和訳される。

■BPO (Business Process Outsourcing)

企業運営上の業務やビジネスプロセスを専門企業に外部委託することを指す。

■CB (Community Business)

地域が抱える課題に対し、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

■BC (Business Community)

ビジネスを創出するコミュニティ／実践共同体 COP (Community OF Practice)。

■CEMS (Community Energy Management System)

地域における電力の需要・供給を統合的に管理するシステム。地域全体の節電を行うスマートグリッドの中核となる。小規模、多様な電源（供給側）と需給側を最適にコントロールするシステムまたは技術。

■COP (Community Of Practice／実践共同体)

元々は教育学者（ジーン・レイヴとエティエンヌ・ウェンガー）が提唱した学習理論のなかでのコミュニティの定義である。

専門性を有する中心となるコミュニティ参加者(十全参加者／シンキングリーダー、コミュニティリーダーと称される)間の相互作用によって新たなイノベーションを生み出す母体となると同時に、徒弟的な学習・教育(人材育成／コミュニティの中核ではない周辺参加者に対して)が行われていることを見出したもので、ビジネス・プロジェクトチームにおいても COP が見出されるとされている。

■DMC (Destination Management Company)

地域に関する知識や見解、資源を有し、専門的なサービスを提供する会社。イベントや、アクティビティ、ツアー、輸送、ロジスティクスのプログラムのデザインや実践などを専門的に行う組織

■DMO(Destination Marketing/Management Organization)

観光・旅行を通じて、地域社会の経済的発展を促進する、法人組織または非営利団体、地方自治体等の組織。

国内ではDMC≒DMOと認識されることが多いが、本来、全く異なるものである。最も異なる点は、DMCは「入域者（観光客）視点で観光や会議・研修・報償旅行等をコーディネートする（送客側視点）」に対して、DMOは「観光地側（受入れ側）の視点での活動を行っている（受客側視点）」である。

DMOは国内においてはDestination Management Organizationの略とされることが多いが、本来はDestination Marketing Organizationであり、「Marketing（地域の売り先を発掘、プロモーションする）」となっていることからわかるように、受入れ側の視点での組織と考えると理解し易い。

ただし、活動の実態は、DMCとDMOの境界は曖昧になりつつあり、DMOがDMICのような活動をしている事例も多く見受けられ、明確な定義は難しい。

■ICT（Information and Communication Technology）情報・通信技術

情報通信技術の略称。国際的にはICTが広く使われており、日本でもICTが併用されるようになった。ICTは広範な意味をもつことばであり、コンピュータ関連技術、サーバー、インターネット、ビッグデータ、ソーシャルメディア、各種デジタルコンテンツなどの情報通信系サービスやビジネス全般についてもその範囲に含める。従来用いられている。IT（Information Technology）は、コンピュータ関連の技術、情報通信系サービスなどに力点を置いている傾向がある。

■IoT（Internet of Things）

あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

■PCO（Professional Congress Organizer）

会議などを専門に、運営を担う専門事業者。PEO（Professional Exhibition Organizer）は展示会の運営を担う専門事業者。

■SB（Social Business）

自然環境、貧困、高齢化社会、子育て支援などといったさまざまな社会的課題を市場としてとらえ、持続可能な経済活動を通して問題解決に取り組む事業。

■SC（Social Community）

地域との繋がりベースにした非営利での活動を行っているコミュニティ、また上記のSBやCBを担うコミュニティ。

■I、J、Uターン

Iターン現象は、地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。Jターン現象は、地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Uターン現象は、

地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。

■VC (Venture Capital)

主に高い成長率が期待される未上場企業に対して投資を行い、資金を投下すると同時に経営支援を行い、投資先企業の価値向上を図ることによって上場益の獲得を狙う、高配当を狙った積極的な投資を行う投資会社（投資ファンド）、あるいはファンドの組成を行う会社。

■アスレチックリハビリテーション (AR)

けがなどで障害を負ったスポーツ選手が元の身体能力をふたたび獲得するためのリハビリテーション。アスリハと略してよばれることが多く、スポーツリハビリテーションともいう。競技への復帰を目的として、治療と同時に、筋力の回復や柔軟性、神経と筋肉の働き及び協調性を向上させるなどのトレーニングを併用する。これにより、それぞれのスポーツに特有の身体パフォーマンスをふたたび獲得し、同時に障害を予防するための実践的アプローチを習得させる指導を行う。

■イノベーション

全く新しい製品やサービスを生み出すことで、技術革新と訳されることが多い。

■インキュベーション

起業や新事業の創出を支援し、その成長を促進させること。ビジネス・インキュベーション business incubation (BI) ともいう。英語で「卵が孵化する」という意味から転じて、新規事業の立ち上げを支えながら育成するという意味の経済用語として用いられるようになった。インキュベーションを行なう団体・組織であるインキュベータは、オフィスなど必要な施設や環境を用意して新規事業者に貸し出し、オフィスにはインキュベーション・マネージャーを常駐させ、専門的なアドバイスを行ないながら事業を管理、育成する。

■エコノミック・ガーデニング

「エコノミックガーデニング」とは、地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして地元の中小企業を大切に育てることにより地域経済を活性化させる政策。

■コミュニティソーシャルワーク

コミュニティソーシャルワークとは、コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動。地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う。このコミュニティソーシャルワークを行う者が、コミュニティソーシャルワーカー (CSW)。

■コラボレーション オフィス スペース

コラボレーションとは、共同で行う作業や制作。特に、複数企業による共同開発や共同研究、芸術家たちによる共同制作や共演などをいう。オフィスやスペースは、そのための事務所や空間をさす。

■コワーキングスペース

互いのアイデアや情報を交換し、仕事の質を高める働き方ができる場所。呼称は2005年ごろ、米サンフランシスコで誕生した。コワーキング協同組合(神戸市)によれば、CSは現在世界で3千カ所、日本で200カ所ほどあるとみられ、自営業者や会社員、学生、子育て世代が仕事をしながら集まる場所になっているという。

■サテライトオフィス

市街地にある本社を中心に、その周辺の住宅地などに分散して設置されたオフィスのこと。

■産業クラスター

情報通信、バイオ・医薬、環境といった特定分野の企業、大学・研究機関、法律事務所、会計事務所などのビジネスを支援する専門組織、公的機関、ベンチャー企業を育てるインキュベータ組織などが一定地域に集積した状態をさす。

■シェアハウス

シェアハウスとは、1軒の住居を複数人で共有することである。ハウスシェアリングともいう。同居人をシェアメイトという。

■スタートアップカフェ

スタートアップカフェは、創業を志す方をサポートするため、起業の準備や相談ができる空間。

■スポーツリハビリテーション

スポーツ外傷・障害のある選手が医療機関を受診し、治療を受けた後に競技復帰するまでのリハビリテーション。

■スマートグリッド

ネットワークに接続されたコンピューター資源を有効利用するグリッド・コンピューティングのように、家庭や企業などを結んだ電力網で電力を効率よく供給する次世代エネルギー供給網。現在の電力供給は、発電所から家庭や企業への一方向の電力供給だが、スマートグリッドでは、双方向に電気を流せるようにして、家庭や企業が太陽光パネルなどでクリーンなエネルギーを発電し、余った電力は不足している地域に供給できる。また、ITの技術と組み合わせることで、電力供給のバランスを調整し、真夏の消費電力を抑制したり、利用の少ない時期は、発電所での無駄な電力生産を抑えられるなど、CO₂の削減にも効果が期待されている。

■スモールビジネス

ニュービジネスやベンチャービジネスの登場で、これまでの大企業・中堅企業・中小（零細）企業といった規模分類だけでは優劣判定ができなくなったのに対応して、優良中小・ベンチャー企業を合わせてよぶもの。

■ダイバーシティ

ダイバーシティとは、多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。もとは、社会的マイノリティの就業機会拡大を意図して使われることが多かったが、現在は性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントについていう。企業がダイバーシティを重視する背景には、有能な人材の発掘、斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズへの対応といったねらいがある。

■地域コミュニティ

地域コミュニティとは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

■トップアスリート

その競技で最高水準の実力を認められている運動選手。

■ビッグデータ

インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ。

■ナノテクノロジー

原子や分子の配列をナノメートル（1mmの100万分の1）スケールで操作、制御することで、現存する物質とは異なる構造、性質の物質を作り出す技術。国会図書館の全情報をおさめられる角砂糖大のメモリーの開発など、IT分野でもその応用が期待されている。

■ビジネスインキュベータ

ビジネスインキュベータ（BI）とは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的とした施設。我が国には公的機関（国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等）によって整備されたBIが約500施設あり、その他にもNPO、民間事業者等によって整備・運営されている施設がある。

■ボトムアップ

下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方式で、企業経営などでは下位から上位への発議で意思決定がなされる管理方式のこと。

■ミッシング・ピース

パズルを完成したときに足りないピースのこと。



浦添市産業振興ビジョン

浦添市 市民部経済観光局 産業振興課

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1

TEL (098) 876-1234 (代表) FAX (098) 876-9467

<http://www.city.urasoe.lg.jp/>

